

第1章 基本計画の策定について

1-1 . 計画策定の趣旨

一般廃棄物ごみ処理基本計画(以下、「本計画」という。)は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により、菊池市、合志市、大津町、菊陽町における2市2町の地域(以下、「本地域」という。)におけるごみ処理に関する計画を定めるものであり、一般廃棄物処理計画の長期計画に位置付けられる計画です。

本計画は、平成19年9月に循環型社会形成に向け「一般廃棄物ごみ処理基本計画」を策定し、3Rの推進、適正処理の確保、処理施設の適正立地、住民理解等をテーマに掲げてきました。本計画の策定から5年が経過し、この間の社会経済情勢や廃棄物を取り巻く状況の変化を踏まえ、効率的かつ計画的なごみ処理と循環型社会形成の更なる推進のため、計画の見直しを行うものです。

1-2 . 計画対象区域

本計画は、菊池市、合志市、大津町、菊陽町の地域を計画対象区域とします。

1-3 . 計画目標年次

本計画の対象期間は平成26年度から平成40年度までの15年間とし、平成40年度を計画目標年次とします。なお、本計画は概ね5年ごとに改定するとともに、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動が生じた場合には見直しを行います。

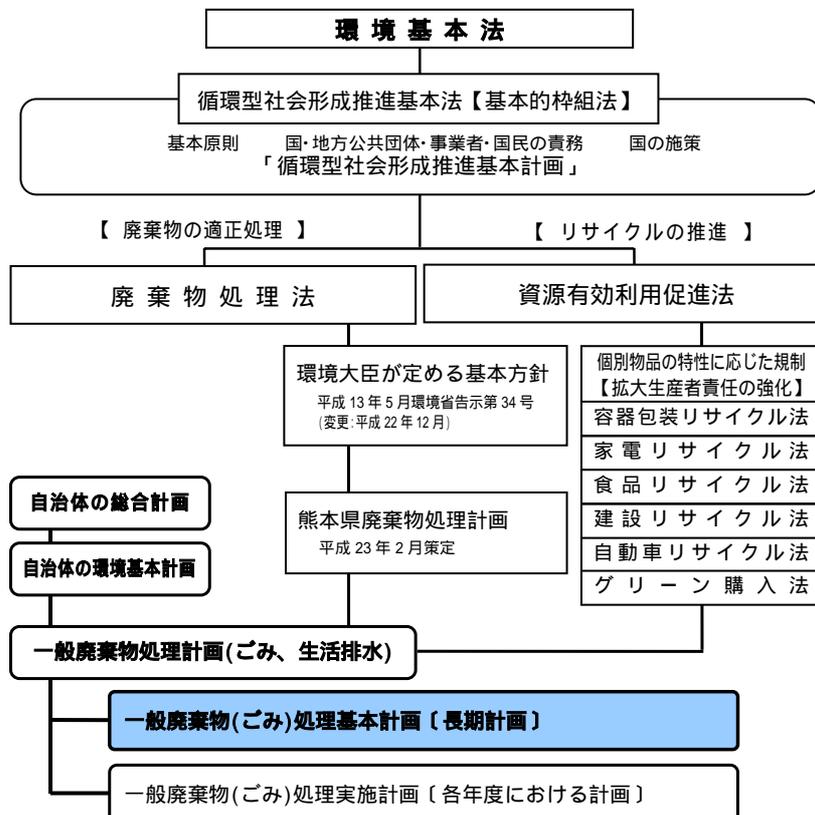


図1-1 廃棄物処理に関する関係法令と計画

第2章 地域の概要

2-1. 位置と地勢

本地域は九州の中西部、熊本県北部に位置し、南から西側にかけて熊本市と山鹿市と接し、南から東側にかけて益城町、西原村、南阿蘇村、阿蘇市に接しています。

地域の東側に阿蘇山が位置し、東から西にかけて沖積台地及び平野が広がっており、阿蘇を源とする菊池川や白川が有明海へと東西に貫流しています。

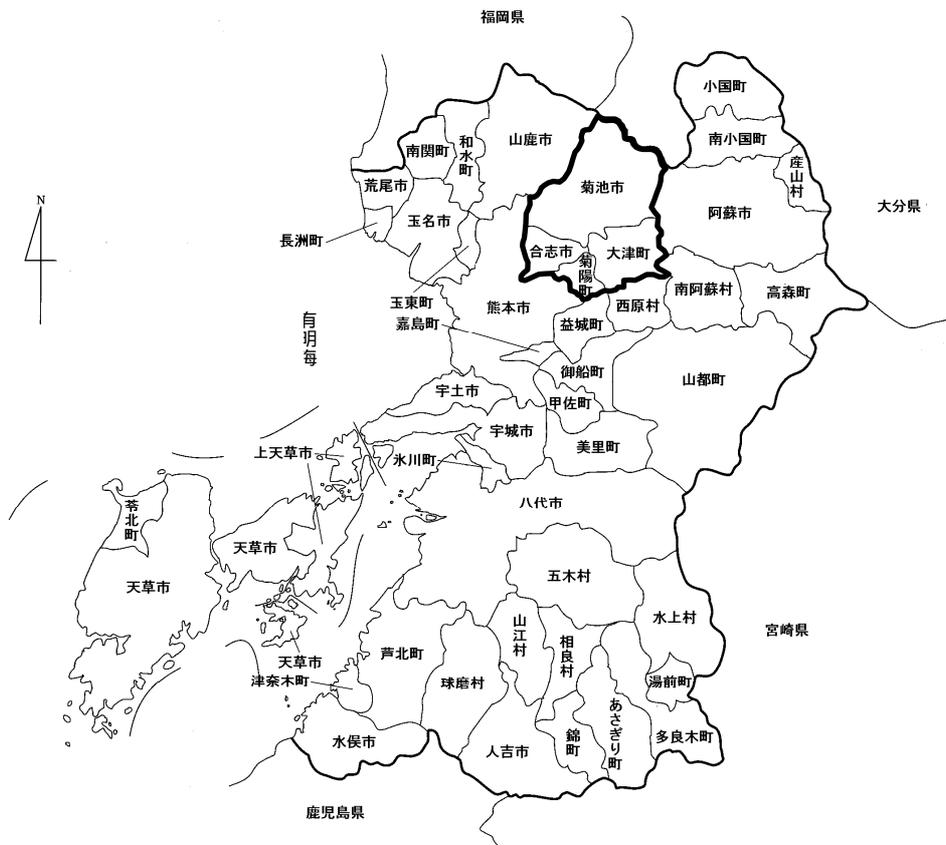


図 2-1 地域図

2-2. 自治体の面積と土地利用状況

本地域における自治体の面積と土地利用状況を次に示します。

表 2-1 地域における自治体の面積と土地利用状況

(単位: km²)

市町名	総面積	農用地面積			森林面積		原野	水面、河川、水路	道路	宅地面積			その他
		田	畑	採草放牧	国有林	民有地				住宅地	工業用地	その他宅地	
菊池市	276.66	38.30	22.40	0.20	25.07	126.38	0.00	8.35	13.72	9.64	1.67	6.99	23.94
合志市	53.17	9.45	13.10	0.00	0.26	6.56	0.12	1.01	4.76	6.38	0.67	3.15	7.71
大津町	99.09	8.95	13.60	1.50	3.03	44.42	1.86	1.92	4.31	4.18	4.27	0.34	10.71
菊陽町	37.57	7.98	6.76	0.00	0.00	4.06	0.69	0.99	3.28	3.88	0.74	1.72	7.47

資料：熊本県統計年鑑(平成 24 年)

2-3. 人口動態

1) 人口と世帯数の推移

本地域における人口は179,934人、世帯数は67,787世帯(平成25年3月31日現在)であり、人口及び世帯数は増加傾向にあります。

表2-2 地域における自治体の人口と世帯数

年度	菊池市		合志市		大津町		菊陽町		地域合計	
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
平成15	53,034	16,930	51,074	17,769	28,785	9,962	29,974	10,381	162,867	55,042
平成16	52,788	17,031	51,876	18,234	29,028	10,152	31,459	11,109	165,151	56,526
平成17	52,704	17,255	52,536	18,780	29,225	10,382	32,508	11,706	166,973	58,123
平成18	52,479	17,420	53,450	19,329	29,663	10,792	33,563	12,154	169,155	59,695
平成19	52,300	17,600	54,047	19,720	30,005	11,290	34,636	12,765	170,988	61,375
平成20	52,062	17,776	54,407	19,974	30,592	11,400	35,470	13,205	172,531	62,355
平成21	51,757	17,856	54,856	20,276	31,120	11,754	36,314	13,652	174,047	63,538
平成22	51,395	17,927	55,828	20,695	31,741	12,115	37,134	14,193	176,098	64,930
平成23	51,173	18,155	56,638	21,104	32,289	12,387	37,901	14,601	178,001	66,247
平成24	50,858	18,423	57,367	21,472	32,949	12,827	38,760	15,065	179,934	67,787

資料：住民基本台帳(各年度末日)、外国人登録人口を除く

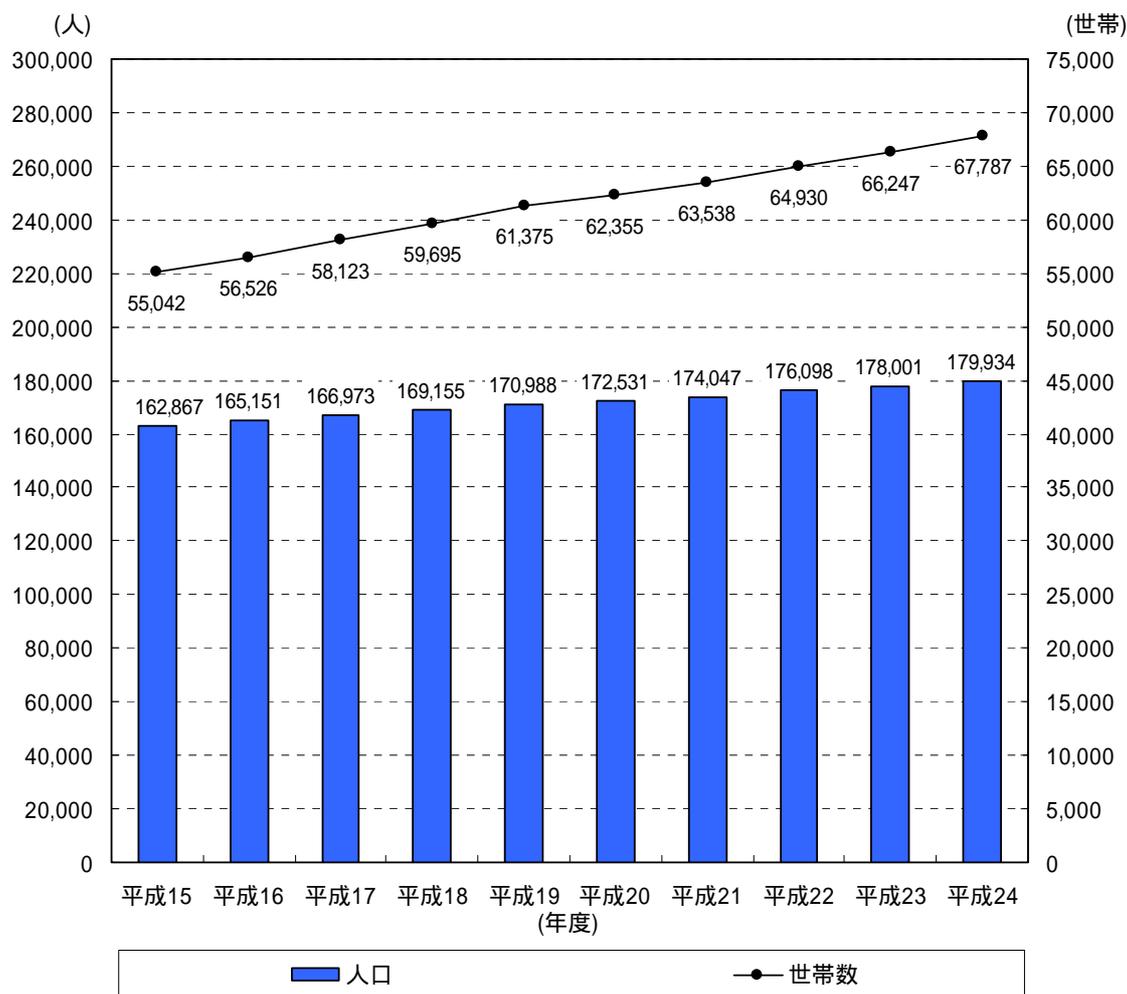


図2-2 地域における自治体の人口と世帯数の推移

2) 年齢別及び性別構成

人口の年齢構成は、県内でも比較的に65歳以上の高齢化率が低く、14歳以下の年少人口比率が高い特徴を示しています。

表2-3 地域における自治体の人口の年齢構成

年齢区分	菊池市		合志市		大津町		菊陽町		地域合計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	総数
0～4歳	1,084	1,068	1,603	1,524	950	865	1,236	1,193	4,873	4,650	9,523
5～9歳	1,141	1,031	1,646	1,557	838	782	1,177	1,077	4,802	4,447	9,249
10～14歳	1,296	1,129	1,513	1,360	852	813	1,011	1,019	4,672	4,321	8,993
15～19歳	1,351	1,236	1,619	1,361	910	786	909	911	4,789	4,294	9,083
20～24歳	1,218	1,228	1,222	1,264	986	855	970	994	4,396	4,341	8,737
25～29歳	1,370	1,278	1,506	1,627	1,163	1,079	1,267	1,263	5,306	5,247	10,553
30～34歳	1,314	1,278	1,878	2,025	1,157	1,079	1,657	1,589	6,006	5,971	11,977
35～39歳	1,297	1,347	2,046	2,033	1,124	1,076	1,697	1,587	6,164	6,043	12,207
40～44歳	1,139	1,318	1,546	1,712	904	966	1,217	1,216	4,806	5,212	10,018
45～49歳	1,396	1,505	1,541	1,740	995	984	1,158	1,096	5,090	5,325	10,415
50～54歳	1,696	1,838	1,615	1,788	1,033	1,031	1,071	1,100	5,415	5,757	11,172
55～59歳	1,976	1,919	1,906	2,115	1,023	1,050	1,180	1,242	6,085	6,326	12,411
60～64歳	1,933	1,930	2,075	2,127	964	1,025	1,198	1,297	6,170	6,379	12,549
65～69歳	1,370	1,547	1,391	1,533	622	688	831	841	4,214	4,609	8,823
70～74歳	1,370	1,672	1,165	1,323	562	706	672	778	3,769	4,479	8,248
75～79歳	1,257	1,722	988	1,272	530	730	528	676	3,303	4,400	7,703
80～84歳	983	1,477	687	988	435	637	373	543	2,478	3,645	6,123
85歳以上	688	1,748	470	1,184	269	658	228	659	1,655	4,249	5,904
15歳未満	3,521	3,228	4,762	4,441	2,640	2,460	3,424	3,289	14,347	13,418	27,765
15～64歳	14,690	14,877	16,954	17,792	10,259	9,931	12,324	12,295	54,227	54,895	109,122
65歳以上	5,668	8,166	4,701	6,300	2,418	3,419	2,632	3,497	15,419	21,382	36,801
総数	23,879	26,271	26,417	28,533	15,317	15,810	18,380	19,081	83,993	89,695	173,688

資料：総務省 国勢調査(平成22年)

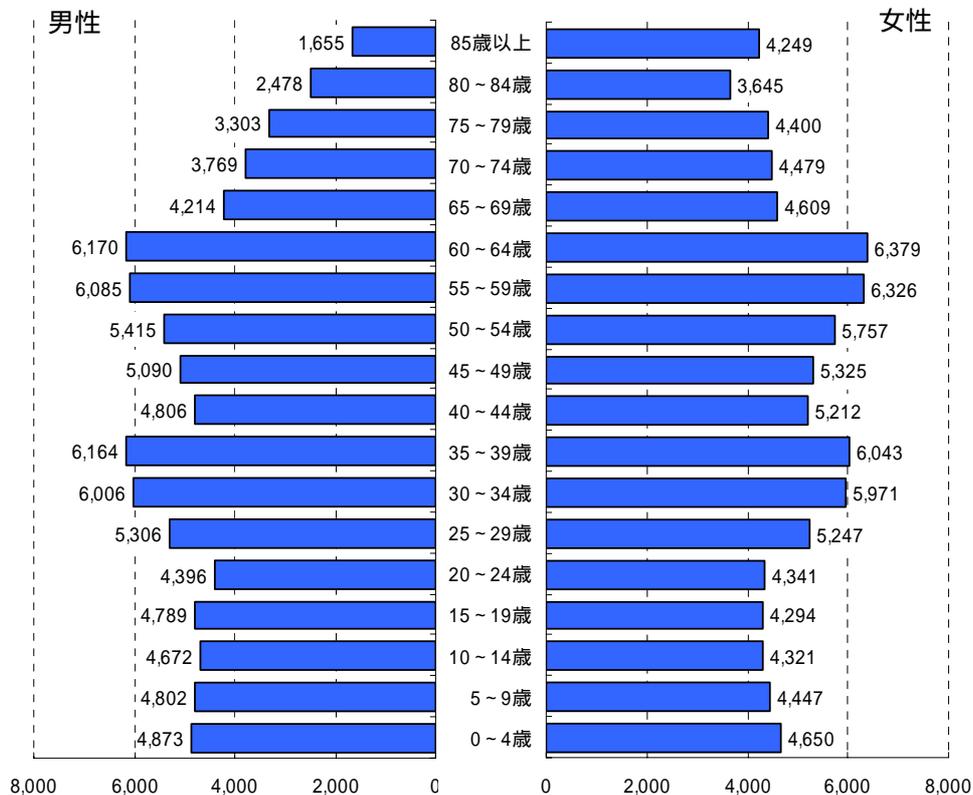
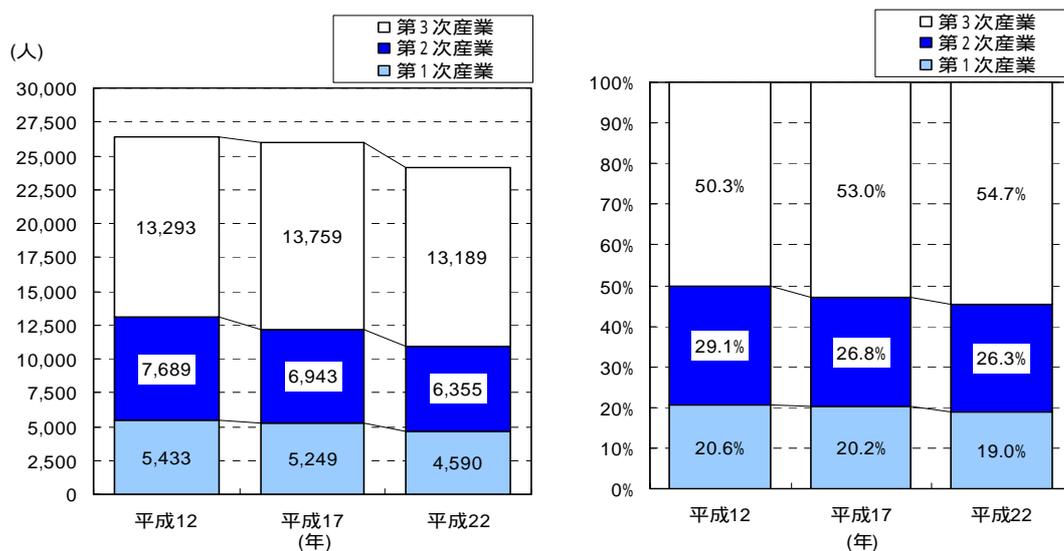


図2-3 地域における自治体の人口の年齢構成

2-4. 産業の動向

1) 産業別就業人口

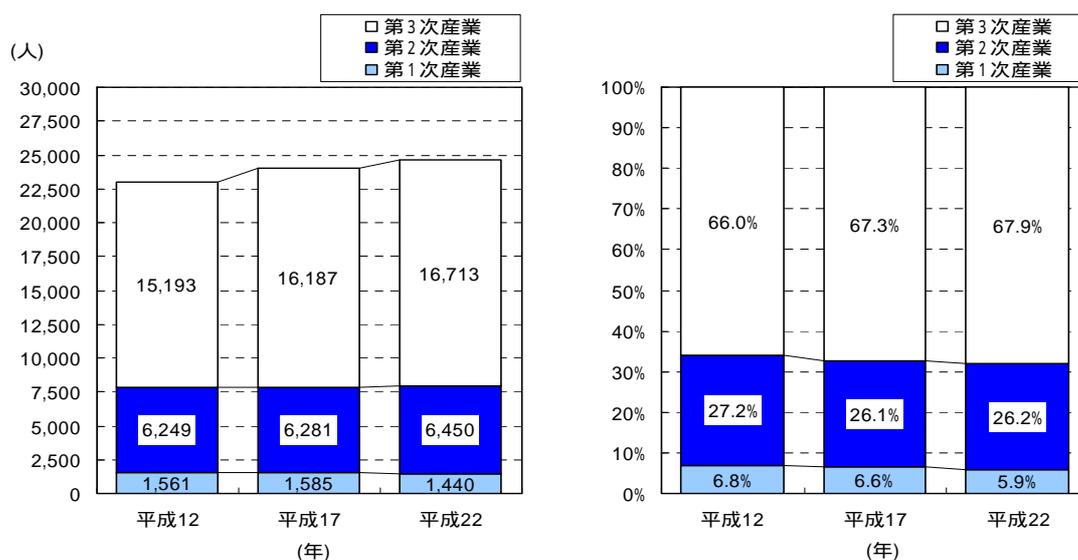
(菊池市) 就業者数は全体的に減少傾向を示しており、いずれの産業も就業者数が減少傾向にあります。構成比では、第3次産業が占める割合が増加傾向を示しています。



資料：総務省 国勢調査(平成22年)

図2-4 産業別就業人口[分類不能を除く](菊池市)

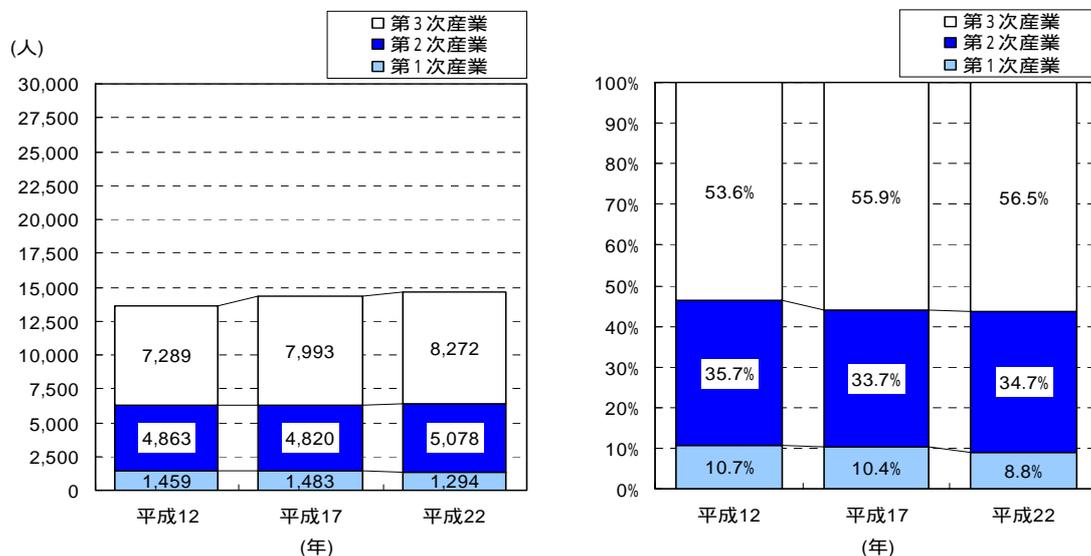
(合志市) 就業者数は全体的に増加傾向を示しており、第2次及び第3次産業の就業者数が増加傾向にあります。構成比では、第3次産業が占める割合が増加傾向を示しています。



資料：総務省 国勢調査(平成22年)

図2-5 産業別就業人口[分類不能を除く](合志市)

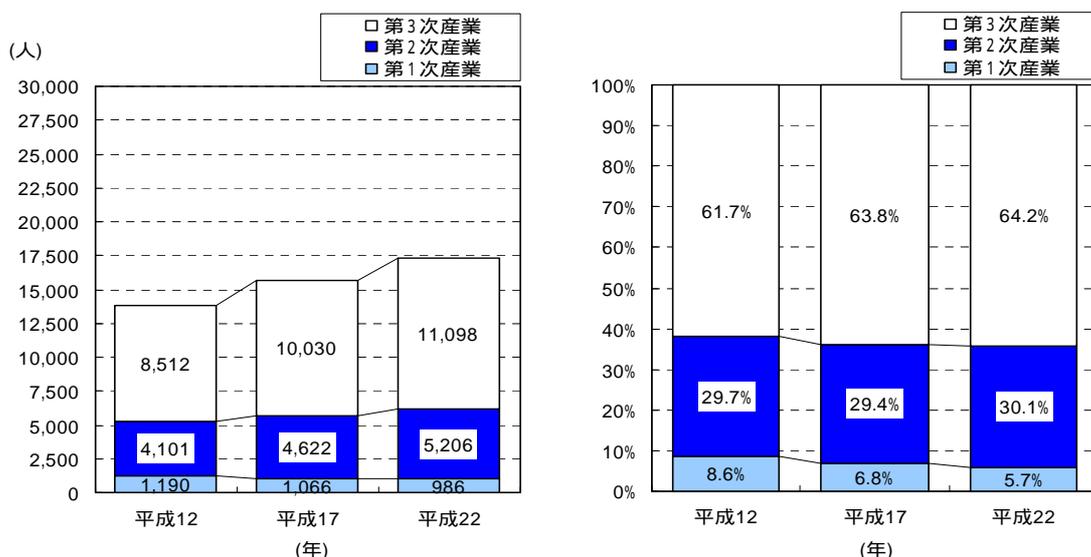
(大津町) 就業者数は全体的に増加傾向を示しており、第2次及び第3次産業の就業者数が増加傾向にあります。構成比では、第3次産業が占める割合が増加傾向を示しています。



資料：総務省 国勢調査(平成22年)

図2-6 産業別就業者人口[分類不能を除く](大津町)

(菊陽町) 就業者数は全体的に増加傾向を示しており、第2次及び第3次産業の就業者数が増加傾向にあります。構成比では、第3次産業が占める割合が増加傾向を示しています。



資料：総務省 国勢調査(平成22年)

図2-7 産業別就業者人口[分類不能を除く](菊陽町)

2) 産業別事業所数及び従業者数

- (菊池市) 事業所数は卸売業、小売業が最も多く、次に宿泊業、飲食サービス業や建設業となっています。従業者数は製造業が最も多く、次に卸売業、小売業や医療、福祉となっています。
- (合志市) 事業所数は卸売業、小売業が最も多く、次に建設業や生活関連サービス業、娯楽業となっています。従業者数は製造業が最も多く、次に医療、福祉や卸売業、小売業となっています。
- (大津町) 事業所数は卸売業、小売業が最も多く、次に宿泊業、飲食サービス業や製造業となっています。従業者数は製造業が最も多く、次に卸売業、小売業や運輸業、郵便業となっています。
- (菊陽町) 事業所数は卸売業、小売業が最も多く、次に宿泊業、飲食サービス業や建設業となっています。従業者数は卸売業、小売業が最も多く、次に製造業や医療、福祉となっています。

表 2-4 産業別事業所数及び従業者数(公務を除く)

	菊池市		合志市		大津町		菊陽町	
	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)	事業所数 (所)	従業者数 (人)
農 業	62	469	30	259	29	236	13	83
林 業	5	33	-	-	3	19	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-
(分類不能)	-	-	1	1	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	1	2	-	-	-	-	-	-
建設業	242	1,459	202	1,250	98	696	129	782
製造業	205	7,632	76	5,873	125	7,895	51	3,139
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	1	20	1	79	-	-
情報通信業	8	24	11	120	12	145	7	106
運輸業、郵便業	52	858	25	539	53	1,663	33	1,306
卸売業、小売業	525	3,327	348	2,539	290	2,387	434	3,982
金融業、保険業	22	246	18	126	12	137	9	98
不動産業、物品賃貸業	55	173	36	290	59	294	54	229
学術研究、専門・技術サービス業	55	196	53	455	22	109	38	196
宿泊業、飲食サービス業	258	1,572	126	885	132	1,556	156	1,711
生活関連サービス業、娯楽業	195	873	141	483	105	545	120	934
教育、学習支援業	48	261	46	515	32	119	34	198
医療、福祉	167	3,141	139	2,995	67	1,579	102	2,195
複合サービス事業	22	242	14	99	11	78	6	141
サービス業(他に分類されないもの)	161	971	80	958	84	753	70	602
合 計	2,083	21,479	1,347	17,407	1,135	18,290	1,256	15,702

資料：経済産業省 経済センサス[活動調査](平成 24 年)

3) 産業別の動向

(1) 農林業

- (菊池市) 市の基幹産業である農林業は、米(菊池米)、野菜、果物を中心として高い評価を得ています。また、椎茸(菊池椎茸)では熊本県一の生産量、畜産業においては西日本有数の産出額を誇っています。
- (合志市) 農業は市の基幹産業となっており、米、野菜、果物、葉タバコを中心として高い評価を得ています。
- (大津町) 米、麦、野菜をはじめ、カライモは熊本県一の生地として高評価を得ています。町の面積の約半分を森林が占めており、その6割がスギ、ヒノキの人工林で林業も盛んです。
- (菊陽町) 米、麦、野菜、葉タバコ、花きをはじめ、国から産地指定を受けているにんじん(菊陽にんじん)は高い評価を得ています。

表 2-5 地域における経営耕地及び林野面積

市町名	経営耕地面積(ha)			林野面積(ha)
	総数	田	畑	
菊池市	4,806	2,950	1,561	15,245
合志市	1,580	712	847	720
大津町	1,392	419	895	5,151
菊陽町	967	475	441	430

資料：農林水産省 農林業センサス(平成 22 年)

(2) 工業

- (菊池市) 各地に工業団地を整備し、IT(情報技術)やバイオ(生物工学)関連の企業を中心に企業立地が進んでいます。
- (合志市) 県内最大級の半導体関連の工業団地をはじめ、各地に工業団地が整備されています。また、電機・自動車・タバコの関連企業の工場が立地されています。
- (大津町) 製造業は町の主要産業であり、県内で高い製造品出荷額を上げています。各地に工業団地を整備しているとともに、自動車関連企業の工場が立地されています。
- (菊陽町) 各地に工業団地が整備され、半導体や液晶ディスプレイ関連の企業を中心に企業立地が進んでいます。

表 2-6 地域における年間製造品出荷額等

市町名	製造業(従業者4人以上)
	年間製造品出荷額等(万円)
菊池市	14,850,407
合志市	22,044,973
大津町	25,669,693
菊陽町	17,794,119

資料：経済産業省 工業統計調査(平成 22 年)

(3) 商業

- (菊池市) 卸売業による商品販売額は高いものの、小売業に関して事業所数に対する商品販売額は低い特徴があり、国道(325号)沿道における郊外大型店の立地とともに、商店街の衰退が見られています。
- (合志市) 国道(387号)沿道や県道(住吉熊本線)に店舗が並び、以前より商店街と呼べる集積がなく小規模店の点在が多く見られています。
- (大津町) 古くから菊池郡や阿蘇郡の商域圏として栄えており、小売業の商店集積が高い特徴があります。近年、国道(57号)沿道における大規模店舗の立地により集客力が上がっています。
- (菊陽町) インフラ整備とともに住宅が立ち並ぶなか、国道(57号)沿道や光の森駅付近に大規模商業施設が立地し、小売業の商品販売額を飛躍的に上げています。

表 2-7 地域における卸売・小売業の年間商品販売額

市町名	卸売業	小売業
	年間商品販売額(万円)	年間商品販売額(万円)
菊池市	5,330,577	3,975,418
合志市	2,582,681	2,596,357
大津町	3,737,965	3,061,932
菊陽町	3,800,517	5,191,896

資料：経済産業省 商業統計調査(平成19年)

(4) 観光

- (菊池市) 名水百選に認定されている菊池渓谷等に代表される自然度の高い観光地として評価が高く、名湯百選に認定された菊池温泉をはじめとして、市内の各地に温泉が点在し、温泉施設も整備されています。
- (合志市) 自然・歴史・人・食を観光資源とし、農畜産物や合志ブランドの加工品、新鮮な特産品の開発に取り組まれています。
- (大津町) 岩戸渓谷周辺等の豊かな自然や歴史的景観、文化財を観光資源とし、農畜産物、特産品の開発に取り組まれています。
- (菊陽町) 自然環境や歴史的景観、文化財等を観光資源とし、農畜産物、特産品の開発に取り組まれています。

表 2-8 地域における観光客数

地域名	宿泊観光客数(人)	日帰り観光客数(人)
菊池地域 (菊池市、合志市、大津町、菊陽町)	461,891	6,318,594

資料：熊本県 観光統計表(平成24年)

第3章 ごみ処理の現況

3-1. ごみ処理体制と分別区分

1) ごみ処理の実施主体

現在、本地域のごみ処理の実施主体については、収集・運搬を各自治体で実施しており、中間処理及び最終処分については、菊池市[廃置分合による廃止前の泗水町の地域](以下、「菊池市(泗水町の地域)」という。)、合志市、大津町、菊陽町から発生する一般廃棄物は、共同設置した一部事務組合である菊池環境保全組合で行い、菊池市[廃置分合による廃止前の泗水町の地域を除く](以下、「菊池市(泗水町の地域を除く)」という。)から発生する一般廃棄物は、菊池市にて行っています。

表3-1 ごみ処理体制

	収集・運搬	中間処理	最終処分
菊池市(泗水町の地域)、合志市、大津町、菊陽町	各自治体	菊池環境保全組合	菊池環境保全組合
菊池市(泗水町の地域を除く)	菊池市	菊池市	菊池市

表3-2 自治体と共同処理に関する主な沿革

年月	沿革
昭和41年3月	大津町、泗水町、菊陽村、合志村、西合志村の2町3村をもって、菊陽村外4ヶ町村し尿処理組合設立(し尿の共同処理)
昭和41年4月	・町制施行により合志村が合志町となる
昭和41年10月	・町制施行により西合志村が西合志町となる
昭和44年1月	・町制施行により菊陽村が菊陽町となる
昭和44年5月	菊陽村外4ヶ町村し尿処理組合から菊陽町外4町し尿処理組合に名称変更
昭和45年3月	菊陽町外4町し尿処理組合から菊陽町外4町衛生施設組合に名称変更 ・共同処理する事務にごみ処理が加わる
昭和59年6月	菊陽町外4町衛生施設組合から菊池南部清掃組合に名称変更
昭和60年4月	・し尿及びごみの収集行政が構成町に移管
平成17年3月	・市町村の廃置分合により菊池市、七城町、旭志村、泗水町が菊池市となる
平成17年8月	菊池南部清掃組合から菊池環境保全組合に名称変更 ・共同処理する事務の中からし尿処理が抜ける(し尿処理は菊池広域連合へ移管)
平成18年2月	・市町村の廃置分合により合志町及び西合志町が合志市となる
平成25年12月	・菊池環境保全組合の共同処理する事務の範囲を菊池市(泗水町の地域)から菊池市に変更

2) ごみの分別区分

各自治体が収集しているごみの分別区分は、次に示すように分類されます。

表 3-3 ごみの分別区分 [菊池市(泗水町の地域)、合志市、大津町、菊陽町]

ごみの分別区分		ごみの種類と品目	
燃やすごみ	台所ごみ・生ごみ	料理くず、残飯、茶がら、貝殻、固めた食用油等	
	紙・布類 (資源物以外)	紙おむつ[汚物を除く]、汚れた紙・布、ぬいぐるみ、帽子、かばん、ベルト、くつ、資源物の対象とならない紙・布類等	
	木くず類	木製の履物、木片、竹片、小さな木製箱、その他木製品等	
	革製品	帽子、くつ、ベルト、かばん等	
	プラスチック類 (資源物以外)	洗浄できない汚れたプラスチック製容器やビニール製品(チューブ・ボトル等)、資源物の対象とならないプラスチック類等	
不燃・埋立ごみ	ガラス・ビン (資源物以外)	窓ガラス、板ガラス、耐熱ガラス、ガラス製品(灰皿・食器類・調理器具等)、資源物の対象とならないビン類等	
	陶磁器	食器、調理器具、植木鉢、置物等	
	金属類 (資源物以外)	ビンのふた、資源物の対象とならない金属類等	
	その他	プラスチック製電気製品(扇風機・電気ポット・ラジカセ・ワープロ・ビデオデッキ等)、電球、カミソリ、傘等	
資源物	びん類・かん類	空きびん	飲料用ビン容器(ジュース・コーヒー・酒等)等
		空きかん	飲料用金属製容器(ジュース・コーヒー・酒等)、食品用金属製容器(菓子・缶詰・食用油等)、スプレー缶等
	小型金物・ 小型金属製廃家電	金物	食器類、調理器具、バケツ、ハンガー、針金等
		廃家電	電気プレート、アイロン、ガスコンロ、レンジ、トースター、電子レンジ、炊飯器、卓上ミシン、延長コード等
	新聞紙・チラシ		新聞紙、折込みチラシ等
	紙類・雑誌・ 紙製容器包装		雑誌・パンフレット・カタログ・封筒[ビニール加工のあるものを除く]、電話帳、空き箱、包装紙、紙袋等
	布類		衣類[綿・毛布及び毛糸の混入があるものを除く]、毛布、タオル、古布等
	段ボール		ぬれていない段ボールに限る
	牛乳パック		200ミリリットル以上の牛乳パックに限る
	ペットボトル		飲料用、酒、醤油、みりん、酢、調味料(ノンオイル)のペットボトル容器に限る
	白色トレイ・ 発泡スチロール	白色トレイ	両面が白色の食品トレイに限る
		発泡スチロール	電化製品等の梱包に使われた発泡スチロールに限る
	プラスチック類		プラマークのついた容器・包装類、プラスチック製品、紙としてリサイクルできないもの
	粗大ごみ	可燃性粗大ごみ	木製家具(タンス・テーブル・机・椅子・本棚等)、たたみ、じゅうたん、布団、収集指定袋に入らない燃やすごみ等
不燃性粗大ごみ		自転車、トタン、ブリキ、収集指定袋に入らない不燃ごみ等	
廃乾電池		乾電池等[ボタン電池、リチウム電池、充電式電池を除く]	
廃蛍光管		割れていない蛍光管[電球を除く]	

表 3-4 ごみの分別区分 [菊池市(泗水町の地域を除く)]

ごみの分別区分		ごみの種類と品目
可燃ごみ	生ごみ	料理くず、残飯、卵の殻等
	紙くず	ティッシュ、紙おむつ、油紙、ビニールコート紙、感熱紙、写真、ノーカーボン紙、リサイクルできない紙等
	プラスチックごみ	すべてのプラスチックごみ
	繊維くず	はぎれ、玄関マット、クッション、枕、下着、靴下、運動靴、布バック、わた、油やペンキで汚れた衣類、断裁くず等
	皮類	皮靴、かばん、コート、ジャンパー、財布、野球グローブ、ベルト等
	ゴムくず	長靴、ゴム手袋、ゴムボール、ゴムホース、サンダル等
	木くず	はし、串、かまぼこ板、棒切れ、竹切れ、板切れ、木箱、落ち葉、剪定くず、積み木等
	その他	燃やせるペットの砂(天然砂は除く)、料理で使ったアルミはく、飲み薬、生理用品、保冷剤等
不燃ごみ	ガラス類	板ガラス、コップ、化粧品のビン、哺乳ビン、ガラス食器、灰皿、鏡、電球、金魚鉢等
	陶磁器類	茶碗、湯呑、皿、植木鉢、急須、花瓶、つぼ等
	小型家電製品	ドライヤー、トースター、ポット、カメラ、時計、アイロン、ゲーム機等
	その他	傘、針金、くぎ、はさみ、ライター、スプレー缶、乾電池等
資源物	活きビン	ビールビン(特大・大・中・小)、一升ビン(茶色・緑色)
	透明ビン	洋酒ビン、食物保存用ガラスビン
	茶色ビン	焼酎ビン、栄養ドリンクビン
	その他色ビン	ワインビン、リキュールビン
	アルミ缶	ビール缶、ジュース缶
	スチール缶	ジュース缶、クッキーや海苔の缶、ミルクの缶、ペットフードの缶
	紙類	新聞紙(折込チラシを含む)、本、雑誌、カタログ、ダンボール、封筒、牛乳パック、
	古布	衣類、カーテン、シーツ等
	テープ類	カセットテープ、ビデオテープ
	ペットボトル	飲料水、しょう油、酒類の容器
粗大ごみ	可燃性粗大ごみ	木製家具(タンス・テーブル・机・椅子・本棚等)、たたみ、じゅうたん、布団、収集指定袋に入らない燃やすごみ等
	不燃性粗大ごみ	自転車、トタン、ブリキ、収集指定袋に入らない不燃ごみ等
廃蛍光灯		蛍光灯[電球、グローランプ(点灯管)を除く]

3) ごみ処理体制と処理フロー

(1) 菊池市(泗水町の地域)、合志市、大津町、菊陽町

収集されたごみ、又は一般家庭や事業所等から持ち込まれたごみは、東部清掃工場もしくは環境美化センターで受け入れ、適正に処理・処分しています。

一部の資源物は、委託業者の工場にて処理後、再資源化を行っています。集団回収された資源物は各自治体や団体等によって資源回収業者に引き渡しています。

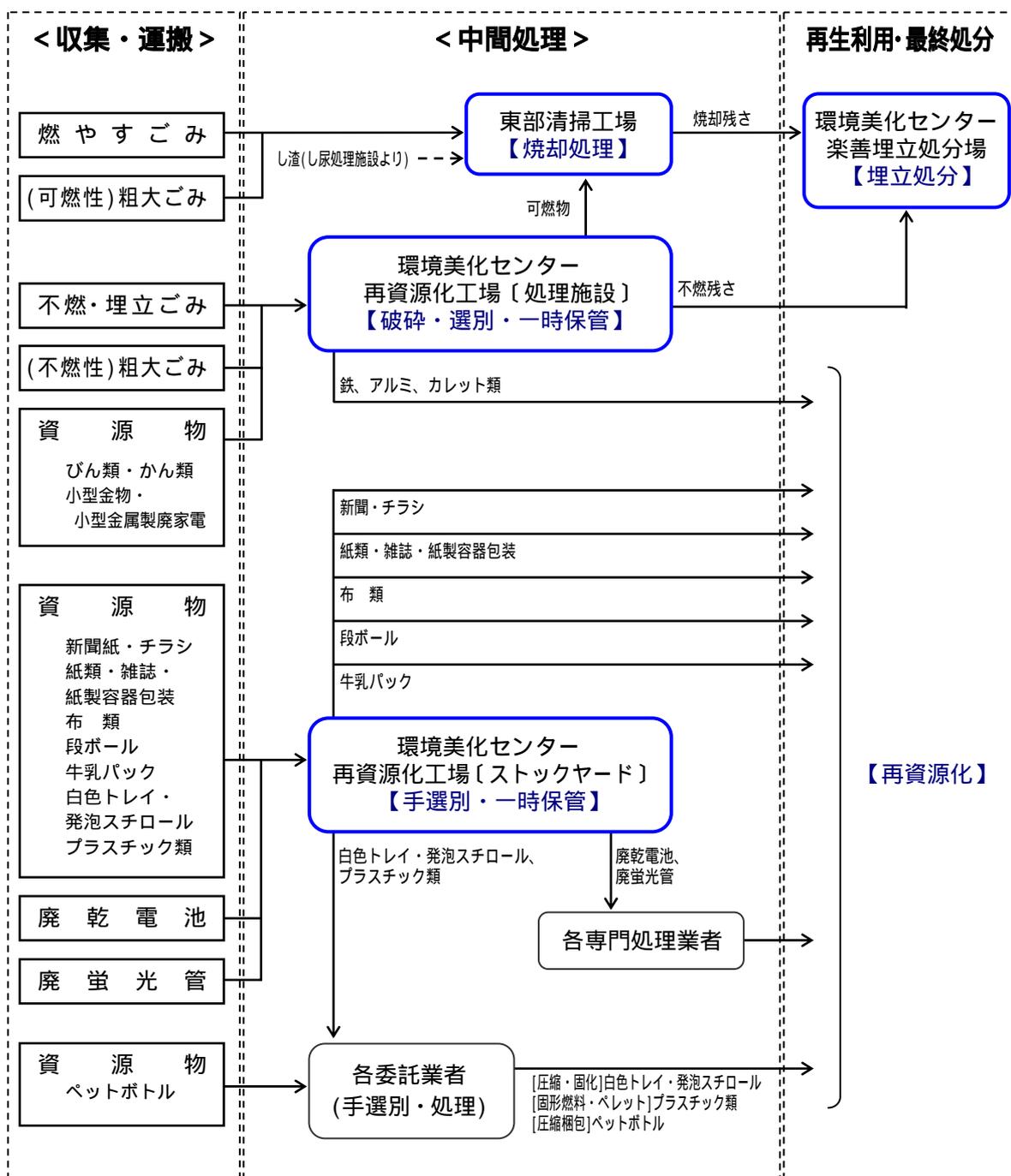


図 3-1 ごみ処理フロー(現況) [菊池市(泗水町の地域)、合志市、大津町、菊陽町]

(2) 菊池市(泗水町の地域を除く)

収集されたごみ、又は一般家庭や事業所等から持ち込まれたごみは、エコ・ヴィレッジ旭もしくは菊池市リサイクルセンターで受け入れ、適正に処理・処分しています。

一部の(不燃性)粗大ごみや資源物は、委託業者の工場にて処理後、再資源化を行っています。集団回収された資源物は団体等によって資源回収業者に引き渡しています。

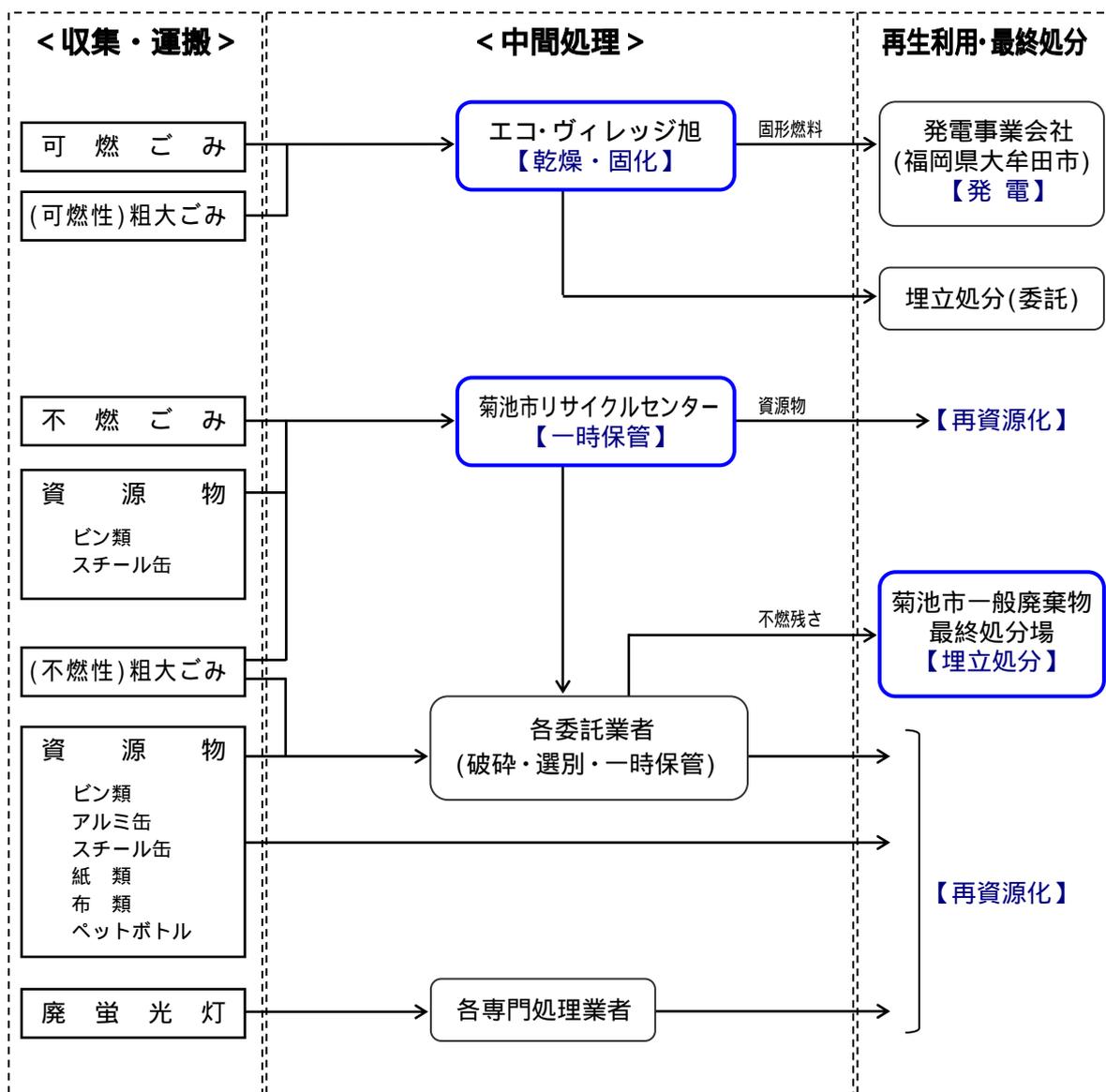


図 3-2 ごみ処理フロー(現状) [菊池市(泗水町の地域を除く)]

3-2. ごみ排出量と性状

1) ごみ排出量の推移

(1) 排出別におけるごみ排出量の推移

ごみ排出量の約8割は、主に家庭から排出される家庭系ごみとなっています。ごみ排出量の推移は、家庭系ごみ及び事業系ごみ(主に事業所から排出されるごみ)とも、増加傾向で推移しています。

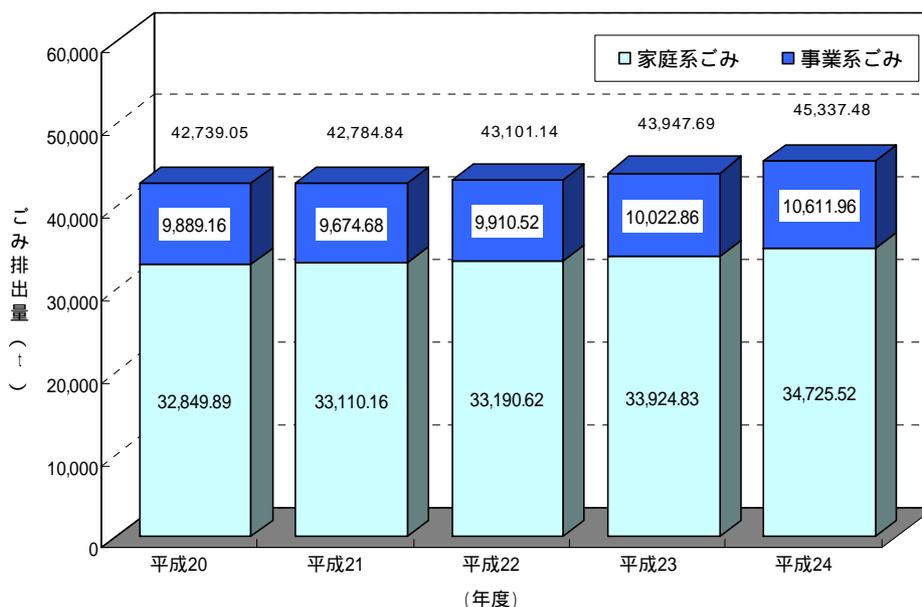


図 3-3 排出別におけるごみ排出量の推移

表 3-5 排出別におけるごみ排出量の推移

(単位：t)

	年 度					
	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	
地域全体 合計	42,739.05	42,784.84	43,101.14	43,947.69	45,337.48	
家庭系ごみ	32,849.89	33,110.16	33,190.62	33,924.83	34,725.52	
事業系ごみ	9,889.16	9,674.68	9,910.52	10,022.86	10,611.96	
菊池市(泗水町の地域を除く)	9,776.70	9,792.00	9,729.70	9,984.20	10,248.30	
家庭系ごみ	6,550.80	6,672.60	6,596.30	6,724.90	6,864.70	
事業系ごみ	3,225.90	3,119.40	3,133.40	3,259.30	3,383.60	
菊池市(泗水町の地域)、 合志市、大津町、菊陽町	32,962.35	32,992.84	33,371.44	33,963.49	35,089.18	
家庭系ごみ	26,299.09	26,437.56	26,594.32	27,199.93	27,860.82	
事業系ごみ	6,663.26	6,555.28	6,777.12	6,763.56	7,228.36	
内 訳	菊池市(泗水町の地域)	3,100.22	3,121.72	3,119.03	3,187.95	3,295.92
	家庭系ごみ	2,603.06	2,644.60	2,624.55	2,686.30	2,769.54
	事業系ごみ	497.16	477.12	494.48	501.65	526.38
	合志市	12,529.35	12,550.95	12,659.62	12,946.50	13,332.11
	家庭系ごみ	10,789.15	10,795.51	10,883.88	11,162.73	11,428.28
	事業系ごみ	1,740.20	1,755.44	1,775.74	1,783.77	1,903.83
	大津町	7,875.27	7,723.20	7,844.87	7,931.55	8,230.10
	家庭系ごみ	6,084.46	6,046.78	6,039.35	6,151.46	6,308.94
	事業系ごみ	1,790.81	1,676.42	1,805.52	1,780.09	1,921.16
	菊陽町	9,457.51	9,596.97	9,747.92	9,897.49	10,231.05
	家庭系ごみ	6,822.42	6,950.67	7,046.54	7,199.44	7,354.06
	事業系ごみ	2,635.09	2,646.30	2,701.38	2,698.05	2,876.99

出典：自治体及び組合資料

(2) 排出区分別におけるごみ排出量の推移

ごみ排出量の約89%が可燃ごみで占めており、次に多い区分である資源物は約8%を占めています。約2%が不燃ごみ、約1%が粗大ごみ、その他(蛍光管等)は1%未満となっています。

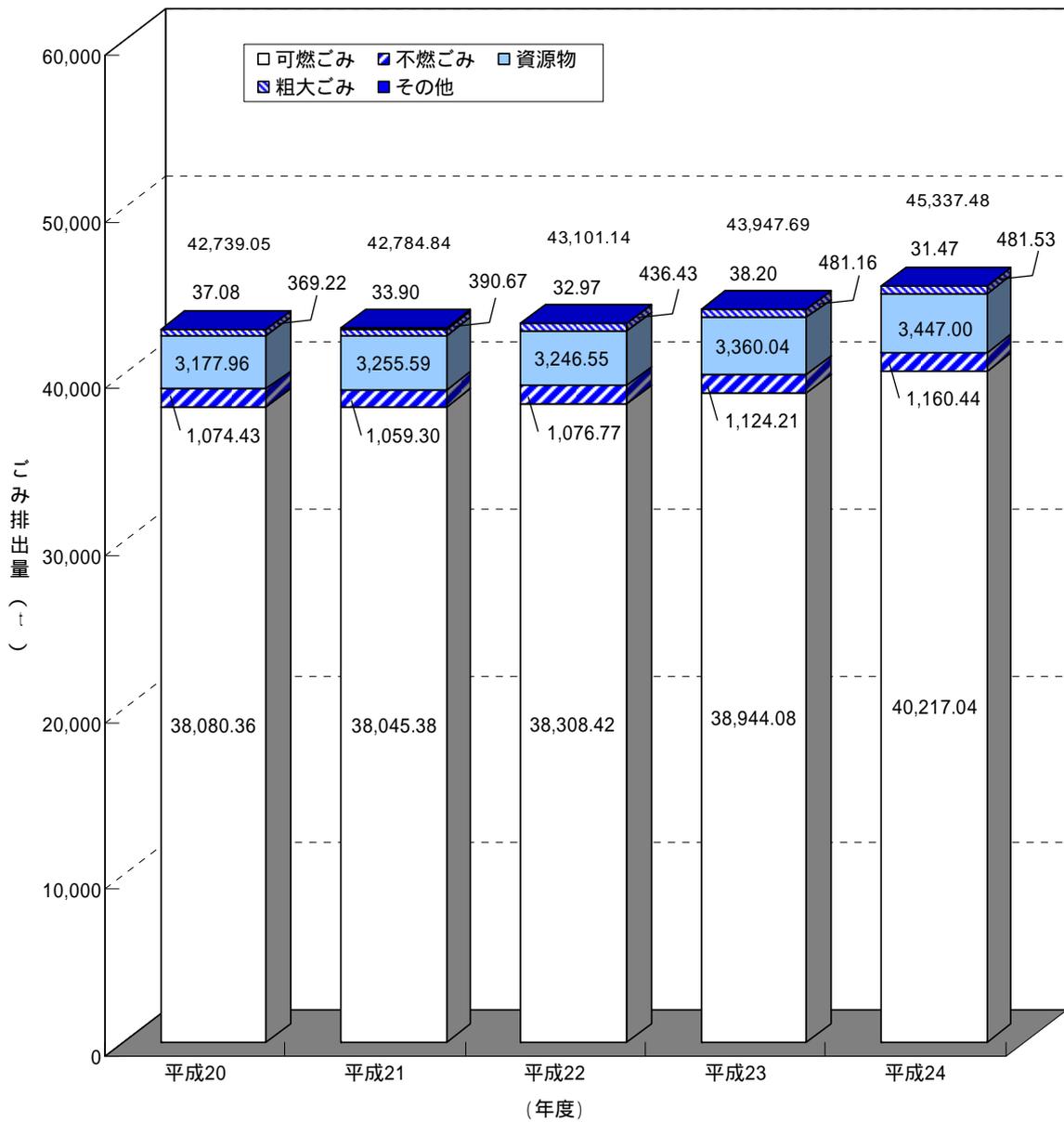


図 3-4 排出区分別におけるごみ排出量の推移

表 3-6 排出区分別におけるごみ排出量の推移

(単位：t)

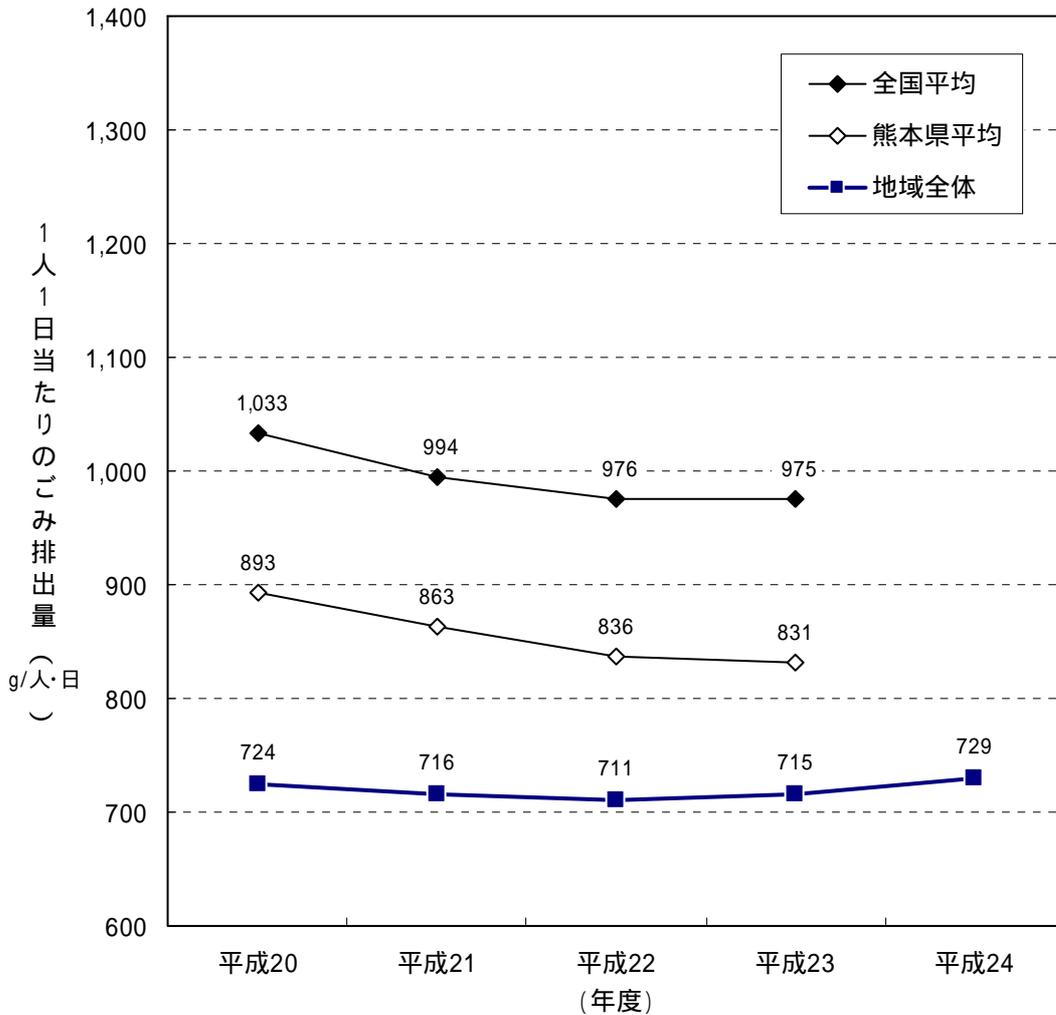
		年 度					
		平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	
地域全体 合計		42,739.05	42,784.84	43,101.14	43,947.69	45,337.48	
	可燃ごみ	38,080.36	38,045.38	38,308.42	38,944.08	40,217.04	
	不燃ごみ	1,074.43	1,059.30	1,076.77	1,124.21	1,160.44	
	資源物	3,177.96	3,255.59	3,246.55	3,360.04	3,447.00	
	粗大ごみ	369.22	390.67	436.43	481.16	481.53	
	その他	37.08	33.90	32.97	38.20	31.47	
菊池市(泗水町の地域を除く)		9,776.70	9,792.00	9,729.70	9,984.20	10,248.30	
	可燃ごみ	8,748.70	8,766.20	8,698.00	8,950.50	9,199.20	
	不燃ごみ	484.70	470.80	481.50	477.30	508.30	
	資源物	443.40	441.90	392.40	368.10	351.10	
	粗大ごみ	98.00	111.10	155.90	185.60	187.30	
	その他	1.90	2.00	1.90	2.70	2.40	
菊池市(泗水町の地域)、 合志市、大津町、菊陽町		32,962.35	32,992.84	33,371.44	33,963.49	35,089.18	
	可燃ごみ	29,331.66	29,279.18	29,610.42	29,993.58	31,017.84	
	不燃ごみ	589.73	588.50	595.27	646.91	652.14	
	資源物	2,734.56	2,813.69	2,854.15	2,991.94	3,095.90	
	粗大ごみ	271.22	279.57	280.53	295.56	294.23	
	その他	35.18	31.90	31.07	35.50	29.07	
内 訳	菊池市(泗水町の地域)		3,100.22	3,121.72	3,119.03	3,187.95	3,295.92
		可燃ごみ	2,757.90	2,769.59	2,768.71	2,816.37	2,912.19
		不燃ごみ	54.27	53.44	53.20	60.70	60.00
		資源物	255.79	270.15	268.73	279.61	289.60
		粗大ごみ	27.72	24.53	24.68	25.72	30.82
		その他	4.54	4.01	3.71	5.55	3.31
	合志市		12,529.35	12,550.95	12,659.62	12,946.50	13,332.11
		可燃ごみ	11,077.25	11,042.32	11,126.64	11,287.21	11,603.27
		不燃ごみ	224.84	229.11	224.76	247.63	249.43
		資源物	1,123.85	1,172.99	1,200.15	1,297.36	1,367.73
		粗大ごみ	87.05	90.85	92.73	98.73	97.86
		その他	16.36	15.68	15.34	15.57	13.82
	大津町		7,875.27	7,723.20	7,844.87	7,931.55	8,230.10
		可燃ごみ	6,930.12	6,792.79	6,914.67	6,982.68	7,249.11
		不燃ごみ	160.54	156.86	163.91	174.49	177.53
		資源物	692.69	675.20	674.78	679.47	712.26
		粗大ごみ	85.03	92.93	85.94	89.28	86.31
		その他	6.89	5.42	5.57	5.63	4.89
	菊陽町		9,457.51	9,596.97	9,747.92	9,897.49	10,231.05
		可燃ごみ	8,566.39	8,674.48	8,800.40	8,907.32	9,253.27
不燃ごみ		150.08	149.09	153.40	164.09	165.18	
資源物		662.23	695.35	710.49	735.50	726.31	
粗大ごみ		71.42	71.26	77.18	81.83	79.24	
その他		7.39	6.79	6.45	8.75	7.05	

出典：自治体及び組合資料

(3) 1人1日当たりのごみ排出量の推移

1人1日当たりのごみ排出量は、平成23年度以降から増加傾向を示しており、地域全体における平成24年度の1人1日当たりのごみ排出量は729g/人・日となっています。

$$) 1人1日当たりのごみ排出量 = (ごみ排出量 + 集団回収量) \div (処理人口) \div 365日 \times 10^6$$



出典：(全国平均及び熊本県平均)一般廃棄物(ごみ)の排出・処理状況について[熊本県一般廃棄物処理事業実態調査]
(地域全体)自治体及び組合資料

図 3-5 1人1日当たりごみ排出量の推移

表 3-7 1人1日当たりごみ排出量の推移

(単位：g/人・日)

		年 度					
		平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	
地域全体	1人1日当たり排出量	724	716	711	715	729	
	処理人口	172,531	174,047	176,098	178,001	179,934	
	総排出量	45,608.34	45,484.07	45,720.91	46,460.23	47,865.90	
	ごみ排出量	42,739.05	42,784.84	43,101.14	43,947.69	45,337.48	
	集団回収	2,869.29	2,699.23	2,619.77	2,512.54	2,528.42	
菊池市(泗水町の地域を除く)	1人1日当たり排出量	726	734	737	761	787	
	処理人口	37,261	36,897	36,496	36,252	35,947	
	総排出量	9,871.66	9,880.31	9,819.48	10,070.72	10,330.23	
	ごみ排出量	9,776.70	9,792.00	9,729.70	9,984.20	10,248.30	
	集団回収	94.96	88.31	89.78	86.52	81.93	
菊池市(泗水町の地域)、 合志市、大津町、菊陽町	1人1日当たり排出量	724	711	705	703	714	
	処理人口	135,270.00	137,150.00	139,602.00	141,749.00	143,987.00	
	総排出量	35,736.68	35,603.76	35,901.43	36,389.51	37,535.67	
	ごみ排出量	32,962.35	32,992.84	33,371.44	33,963.49	35,089.18	
	集団回収	2,774.33	2,610.92	2,529.99	2,426.02	2,446.49	
内 訳	菊池市(泗水町の地域)	1人1日当たり排出量	615	615	613	623	642
		処理人口	14,801	14,860	14,899	14,921	14,911
		総排出量	3,321.86	3,333.82	3,331.18	3,391.07	3,493.57
		ごみ排出量	3,100.22	3,121.72	3,119.03	3,187.95	3,295.92
		集団回収	221.64	212.10	212.15	203.12	197.65
	合志市	1人1日当たり排出量	688	681	672	674	686
		処理人口	54,407	54,856	55,828	56,638	57,367
		総排出量	13,664.76	13,642.35	13,699.58	13,941.25	14,373.77
		ごみ排出量	12,529.35	12,550.95	12,659.62	12,946.50	13,332.11
		集団回収	1,135.41	1,091.40	1,039.96	994.75	1,041.66
	大津町	1人1日当たり排出量	755	726	721	711	723
		処理人口	30,592	31,120	31,741	32,289	32,949
		総排出量	8,431.73	8,251.79	8,349.66	8,378.62	8,691.53
		ごみ排出量	7,875.27	7,723.20	7,844.87	7,931.55	8,230.10
		集団回収	556.46	528.59	504.79	447.07	461.43
	菊陽町	1人1日当たり排出量	797	783	776	772	776
		処理人口	35,470	36,314	37,134	37,901	38,760
		総排出量	10,318.33	10,375.80	10,521.01	10,678.57	10,976.80
		ごみ排出量	9,457.51	9,596.97	9,747.92	9,897.49	10,231.05
		集団回収	860.82	778.83	773.09	781.08	745.75

出典：自治体及び組合資料

2) ごみの性状

東部清掃工場にて定期的を実施している、焼却対象ごみのごみ質調査結果を次に示します。

表 3-8 焼却対象ごみのごみ質

項目	単位	平均値	最大値	最小値	年度平均値					
					平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
水分	%	52.6	64.2	39.6	53.1	48.8	45.5	57.7	58.1	
可燃分	%	40.2	53.7	30.3	38.6	41.3	48.3	35.4	37.2	
灰分	%	7.2	14.5	3.9	8.3	9.9	6.2	6.9	4.7	
低位発熱量(実測値)	kJ/kg (kcal/kg)	7,070 (1,690)	10,380 (2,480)	4,690 (1,120)	5,940 (1,420)	7,070 (1,690)	9,500 (2,270)	6,240 (1,490)	6,490 (1,550)	
単位体積重量	kg/m ³	250	417	150	185	228	183	311	345	
ごみの組成分析	紙、布類	%	48.0	69.6	31.3	45.7	54.2	54.6	40.9	43.9
	ビニール、合成樹脂、皮革類	%	20.0	30.7	11.4	16.8	20.6	24.0	19.5	19.3
	木、竹、わら類	%	12.7	37.0	1.5	25.7	9.6	10.3	10.4	7.4
	厨芥類	%	14.2	26.4	4.8	9.7	12.0	7.9	17.6	24.1
	不燃物類	%	2.0	11.1	0.0	2.1	1.5	1.4	4.5	0.6
	その他	%	3.1	13.8	0.0	0.0	2.1	1.8	7.1	4.7

出典：ごみ質分析調査結果報告書

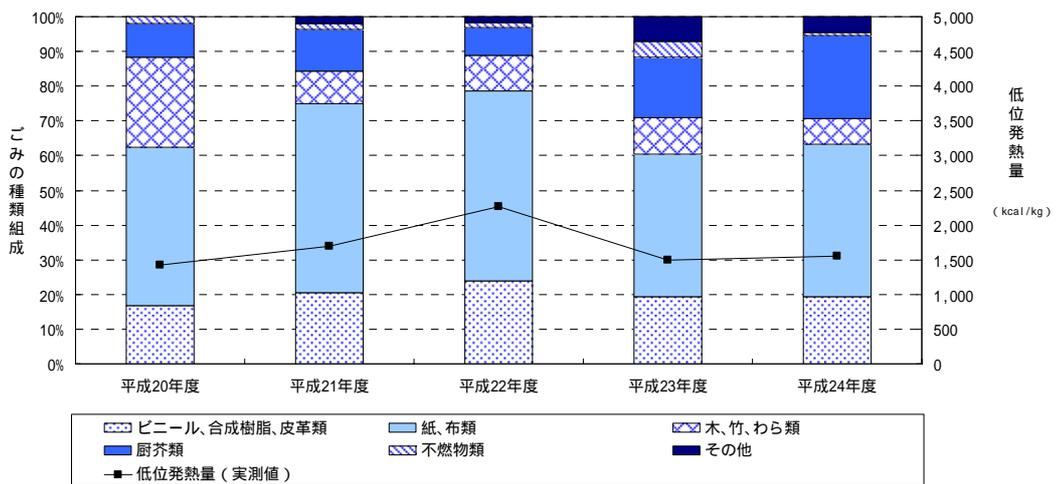


図 3-6 ごみの種類組成と低位発熱量の推移

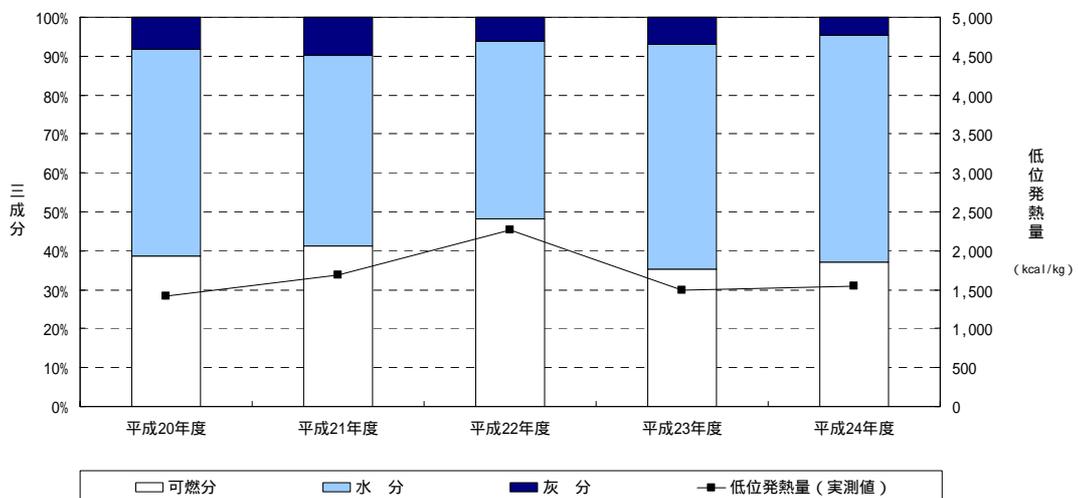


図 3-7 ごみの三成分と低位発熱量の推移

3-3. ごみの排出抑制及び再生利用

1) 生ごみ堆肥化容器等におけるごみの排出抑制

自治体では、家庭から排出される生ごみを住民が主体的に排出削減を図るため、生ごみを堆肥化することを奨励しています。また、各自治体では住民が購入する生ごみを堆肥化する容器や処理機の購入費用に対して補助金の交付を行っており、生ごみの堆肥化による家庭系ごみの排出削減の普及を図っています。

表 3-9 生ごみ堆肥化容器等の設置補助基数の推移

(菊池市) (単位:基)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
電動式	15	22	13	13	11
コンポスター					
EM容器					
ダンボールコンポスト					

(合志市) (単位:基)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
電動式	29	29	28	16	24
コンポスター	11	20	12	7	12
EM容器	8	11	12	15	14
ダンボールコンポスト					138

(大津町) (単位:基)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
電動式	27	7	26	12	8
コンポスター	5	2	4	6	5
EM容器					
ダンボールコンポスト			4	0	3

(菊陽町) (単位:基)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
電動式	20	26	15	12	5
コンポスター	31	37	16	9	22
EM容器					
ダンボールコンポスト					

出典: 各自治体資料

2) 食用油の再生利用

本地域の一部自治体(合志市、大津町、菊陽町)では、食用油を回収して婦人会等の地域団体にせっけんの製作等の再生利用活動を実施しています。

3) 集団回収における資源物の回収

各自治体では、子供会や自治会等の住民団体による資源物の集団回収を奨励しており、回収重量に応じた奨励金の交付を行っています。

表 3-11 集団回収量の推移(その1)

(菊池市)

・泗水町の地域を除く

(単位: kg)

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
一升瓶	2,160	2,160 本	1,957	1,957 本	2,016	2,016 本	1,981	1,981 本	1,722	1,722 本
ビール瓶(大)	5,416	9,026 本	5,939	9,899 本	5,161	8,602 本	5,529	9,215 本	4,404	7,340 本
ビール瓶(中)	35	75 本	51	109 本	100	213 本	13	28 本	92	196 本
ビール瓶(特大)	254	212 本	90	75 本	48	40 本	22	18 本	6	5 本
びん類	7,865		8,037		7,325		7,545		6,224	
紙類(紙)	62,100		79,160		79,180		75,920		73,220	
金属類(アルミ)	1,680		1,114		1,845		1,931		1,710	
布類(ウエス)	23,310		0		1,420		1,120		780	
プラスチック類(ペットボトル)										

・泗水町の地域

(単位: kg)

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
一升瓶	5,118	5,118 本	5,309	5,309 本	5,113	5,113 本	4,444	4,444 本	4,182	4,182 本
ビール瓶(大)	10,768	17,946 本	11,671	19,452 本	10,697	17,828 本	8,738	14,564 本	9,059	15,098 本
びん類	15,886		16,980		15,810		13,182		13,241	
紙類(紙)	188,717		176,196		175,730		169,560		164,677	
金属類(アルミ)	7,592		8,014		8,511		8,202		8,331	
布類(ウエス)	9,444		10,914		12,096		12,184		11,402	
プラスチック類(ペットボトル)										

(合志市)

(単位: kg)

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
一升瓶	16,234	16,910 本	15,836	16,496 本	13,330	13,885 本	12,178	12,685 本	12,101	12,605 本
その他の瓶	25,762	42,936 本	24,390	40,650 本	20,326	33,877 本	18,304	30,507 本	17,119	28,531 本
びん類	41,996		40,226		33,656		30,482		29,220	
紙類(古紙類)	1,012,005		961,290		918,721		874,222		919,690	
金属類(缶類)	26,624		28,562		27,891		28,804		31,776	
布類	45,497		48,938		46,994		47,654		45,802	
プラスチック類(ペットボトル)	9,277		12,382		12,695		13,600		15,166	

出典: 各自治体資料

表 3-11 集団回収量の推移(その2)

(大津町)

(単位: kg)

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
一升瓶	10,087	10,507 本	10,686	11,131 本	9,126	9,506 本	7,405	7,714 本	7,336	7,642 本
ビール瓶	40,006	66,677 本	36,605	61,008 本	32,470	54,116 本	28,272	47,120 本	26,446	44,076 本
その他の瓶類	8,353	13,921 本	8,307	13,845 本	10,892	18,153 本	7,192	11,986 本	10,910	18,183 本
びん類	58,446		55,598		52,488		42,869		44,692	
新聞紙	291,531		266,649		251,965		222,018		225,600	
古紙類	66,908		59,221		39,653		343		5	
ダンボール	51,519		50,952		52,864		48,239		50,396	
雑誌	43,726		49,564		63,382		93,413		97,179	
紙類	453,684		426,386		407,864		364,013		373,180	
アルミ缶	4,941		4,035		5,096		3,722		5,146	
スチール缶	16,617		15,378		14,219		13,597		15,210	
金属類	21,558		19,413		19,315		17,319		20,356	
布類(繊維類)	16,248		17,861		17,724		15,208		15,810	
プラスチック類(ペットボトル)	6,523		9,333		7,398		7,655		7,392	

(菊陽町)

(単位: kg)

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
一升瓶	12,650	13,316 本	11,829	12,452 本	10,217	10,755 本	9,115	9,595 本	8,397	8,839 本
ビール瓶	24,163	40,271 本	20,749	34,582 本	18,244	30,406 本	18,597	30,995 本	5,582	9,304 本
びん類	36,813		32,578		28,461		27,712		13,979	
新聞紙	539,830		476,940		469,130		461,470		452,870	
雑誌	164,355		154,023		157,875		168,898		157,599	
その他の紙			20		1,160		1,050		1,370	
ダンボール	70,075		66,890		67,850		70,595		70,751	
牛乳パック					286		333		329	
紙類	774,260		697,873		696,301		702,346		682,919	
アルミ缶	19,765		20,186		19,983		20,853		20,271	
スチール缶	3,943		3,441		3,385		3,539		3,265	
金属類	23,708		23,627		23,368		24,392		23,536	
布類(古布)	26,044		24,745		24,955		26,634		25,307	
プラスチック類(ペットボトル)										

出典: 各自治体資料

3-4 . 収集・運搬

1) 収集頻度、排出方法等

一般家庭から排出されるごみの収集・運搬は、各自治体が主体となって次に示すとおり実施しています。

表 3-12 収集方法 [菊池市(泗水町の地域)、合志市、大津町、菊陽町]

	収集頻度	排出場所	排出方法	収集形態
燃やすごみ	2回/週	ステーション	指定袋	委託
不燃・埋立ごみ・廃乾電池	1回/月	ステーション	指定袋	委託
資源物 (プラスチック類)	1回/週	ステーション	指定袋	委託
資源物 (プラスチック類以外)	1回/月	ステーション	指定袋	委託
粗大ごみ		拠点場所	申込制	委託
廃蛍光管	1回/3ヶ月	拠点場所	コンテナ等	委託 (菊陽町は直営)

表 3-13 収集方法 [菊池市(泗水町の地域を除く)]

	収集頻度	排出場所	排出方法	収集形態
可燃ごみ	2回/週	ステーション	指定袋	委託
不燃ごみ	1~2回/月	ステーション	指定袋	委託
資源物 (ペットボトル)	1~2回/月	拠点場所	指定袋	委託
資源物 (ビン類、缶類、紙類、古布、テープ類)	1回/月	拠点場所	コンテナ等	委託
粗大ごみ		拠点場所	申込制	委託
廃蛍光灯		拠点場所	コンテナ等	委託

2) 持込みごみについて

各施設では次に示す条件にて、持込みごみの受け入れを行っています。

表 3-14 持込みごみについて [菊池市(泗水町の地域)、合志市、大津町、菊陽町]

受 入 先	東部清掃工場、環境美化センター
受 付 時 間	<p>【東部清掃工場】[可燃ごみ、(可燃性)粗大ごみ] (平 日)午前 8:30～12:00、午後 1:00～午後 5:00 (土曜日)午前 8:30～12:00 日曜日、祝日は受け付けていません。ただし、月曜日が祝日の場合に限り開放計画のとおり。</p> <p>【環境美化センター】[不燃ごみ、資源物、(不燃性)粗大ごみ] (平 日)午前 8:30～12:00、午後 1:00～午後 5:00 土曜日、日曜日、祝日は受け付けていません。</p>
搬 入 手 数 料	<p>【一般家庭：粗大ごみ以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 台の積載量が 50kg 未満の場合無料 ・50kg は 250 円で、50kg を超えるときは 10kg 増すごとに 50 円を加算した合計額に消費税 5% が加算されます。(10 円未満は、四捨五入) <p>【一般家庭：粗大ごみ】</p> <p>10kg 以下は 100 円で、10kg を超えるときは 10kg 増すごとに 100 円を加算した合計額に消費税 5% が加算されます。(10 円未満は、四捨五入)</p> <p>【事業ごみ】</p> <p>10kg 以下は 200 円で、10kg を超えるときは 10kg 増すごとに 200 円を加算した合計額に消費税 5% が加算されます。(10 円未満は、四捨五入)</p> <p>【ごみ運搬手数料】</p> <p>特定家庭用機器廃棄物(家電リサイクル法に係わる 4 品目)を搬入する際には、リサイクル券と別途次の運搬手数料が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エアコン(室外機) 500 円 ・エアコン(室内機) 500 円 ・テレビ 500 円 ・冷蔵庫、冷凍庫(170 リットル以下) 500 円 ・冷蔵庫、冷凍庫(171 リットル以上) 1,000 円 ・洗濯機及び衣類乾燥機 500 円

表 3-15 持込みごみについて [菊池市(泗水町の地域を除く)]

受 入 先	エコ・ヴィレッジ旭、菊池市最終処分場
受 付 時 間	<p>【エコ・ヴィレッジ旭】[(可燃性)粗大ごみ]</p> <p>(平 日)午前 8:30～12:00、午後 1:00～午後 4:30</p> <p>(土曜日)午前 8:30～12:00 第 2 土曜日のみ</p> <p>土曜日(第 2 土曜日を除く)、日曜日、祝日は受け付けていません</p> <p>【菊池市最終処分場】[(不燃性)粗大ごみ]</p> <p>午前 8:30～12:00、午後 1:00～午後 4:00</p>
搬入手数料	<p>【(可燃性)粗大ごみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 50kg 未満は無料 ・ 50kg は 260 円とし、10kg 増すごと料金が加算されます。 <p>【(不燃性)粗大ごみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両最大積載量 1,001kg 以上 2,000kg まで 1 台につき 1,050 円 ・ 車両最大積載量 2,001kg 以上、1 台につき 1,570 円

3) 収集又は持込みできないごみの指定状況について

収集又は持込みできないごみの種類として次に示すとおり指定しています。

表 3-16 収集又は持込みできないごみ [菊池市(泗水町の地域)、合志市、大津町、菊陽町]

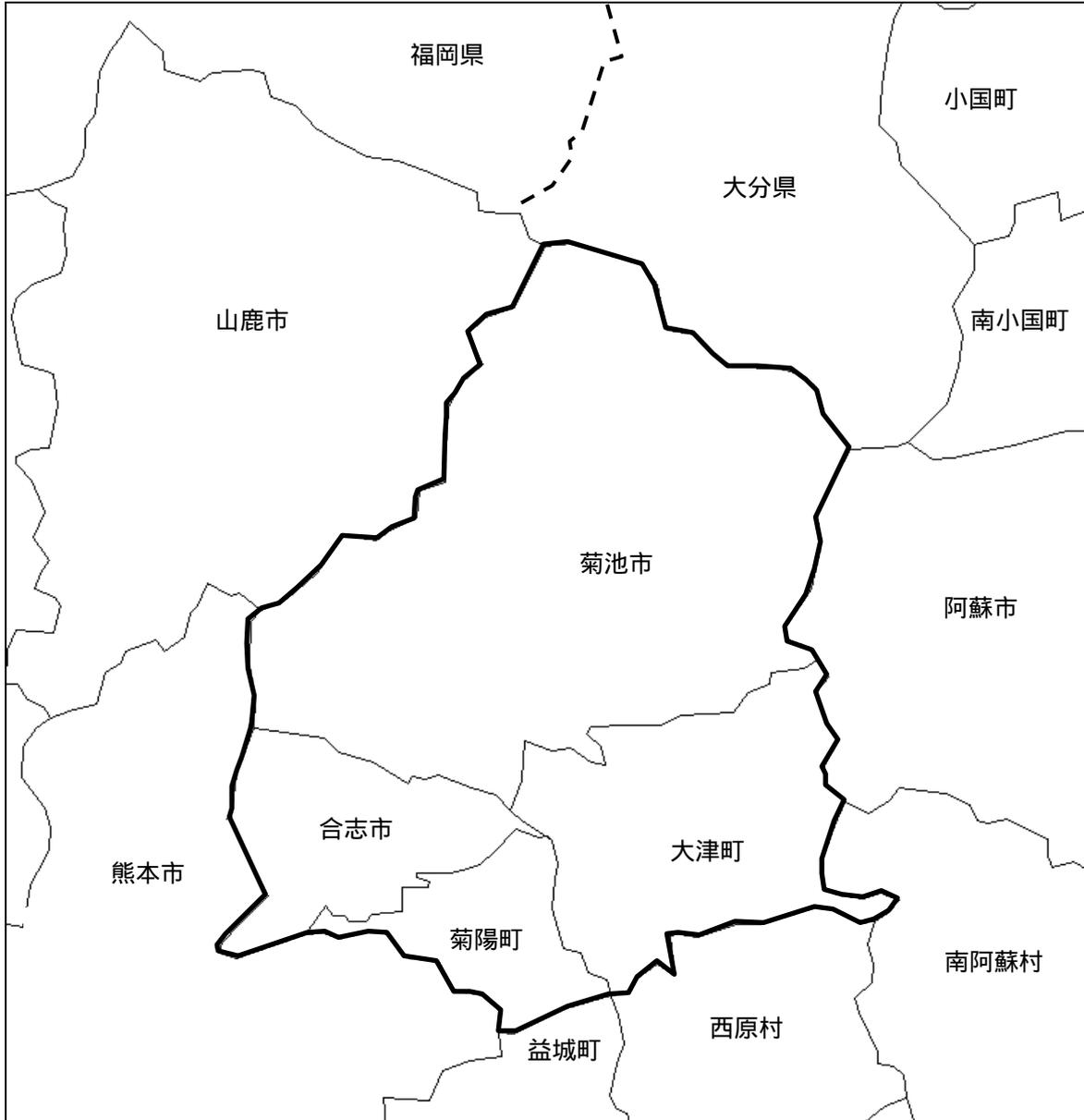
	区 分	品 目
収集しないごみ	事業活動で発生するごみ	店、事業所からの一般廃棄物
	家庭から一時的に大量に出たごみ	引越し、大掃除によって出たごみ
	特定家庭用機器再商品化法に定める対象品目	エアコン、テレビ、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機
	パソコン	デスクトップ本体、ディスプレイ(ブラウン管式又は液晶式)、ノートブックパソコン
施設に持込めないごみ	有害性のあるごみ	硫酸、硝酸等の劇薬、殺虫剤、消毒剤等の農薬、化学薬品、その他有害性のあるごみ
	危険性のあるごみ	日本刀、銃弾、バッテリー、ガスボンベ(穴を開けたカセットコンロ用を除く)、消火器、その他危険性のあるごみ
	引火性のあるごみ	灯油、シンナー、廃油、オイル、その他引火性のあるごみ
	特別管理一般廃棄物	感染性医療廃棄物
	ゴム等	廃タイヤ、ベルトコンベヤ等
	金属類	ドラム缶、自動車関係部品、スプリング入りの製品(マットレス・ベッド・いす)、ピアノ、バイク、農機具類、エンジン、金塊(鉄アレイ、金属工具)、ワイヤー、電気温水器、太陽熱温水器、流し台、金庫(手提げを除く)、幅 1.5m、長さ 2.0m、高さ 1.0m 以上の金属製品
	空かん類	線虫消毒薬・毒薬・塗料・オイル等が入っていた空かん
	木製品類	幅 1.5m、長さ 2.0m、高さ 1.0m を超える木製品
	木竹片	直径 10cm を超える物、長さ 2.0m を超える物
	家屋解体及び改造に係わるもの	家屋解体及び改造に係わる廃材、わら、瓦、ブロック、基礎石、コンクリート等のガレキ類
	動物の死骸	実験した動物
	その他	畑、山等で生じたもの(木の根、竹の根、わら等) ボウリング用ボール
	産業廃棄物	

表 3-17 収集又は持込みできないごみ [菊池市(泗水町の地域を除く)]

区 分		品 目	
収集しないごみ	一時多量ごみ	引越し、大掃除、庭木の剪定などに伴い一時的に多量に出るごみ	
	排出禁止物	廃タイヤ、バイク(原付含む)、バッテリー、ガスボンベ、揮発油(ガソリン・ペンキ・シンナーなど)、灯油、廃油、塗料、火薬類、農薬、消火器、コンクリート片、ボイラー、大型温水器、農機具、ピアノ、ドラム缶、スプリング入りのマットレスなど	
	事業所ごみ	商店、飲食店、事務所、工場、農林業などあらゆる事業活動から出るごみ	
	特定家電品	エアコン、テレビ、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機	
	パソコン	デスクトップ本体、ディスプレイ(ブラウン管式又は液晶式)、ノートブックパソコン	
施設に持込めないごみ	可燃性粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金属部分のあるもの ・ 1.5m×1.5m×2.5m の寸法より大きいごみ ・ 4 トン車(ロング車を除く)より大きな車両での持込み ・ 直径 10cm、長さ 2.5m より大きな木くず 	
	不燃性粗大ごみ	排出禁止物	廃タイヤ、バイク(原付含む)、バッテリー、ガスボンベ、揮発油(ガソリン・ペンキ・シンナーなど)、灯油、廃油、塗料、火薬類、農薬、消火器、コンクリート片、ボイラー、大型温水器、農機具、ピアノ、ドラム缶、スプリング入りのマットレスなど
		事業所ごみ	商店、飲食店、事務所、工場、農林業などあらゆる事業活動から出るごみ
		特定家電品	エアコン、テレビ、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機
		パソコン	デスクトップ本体、ディスプレイ(ブラウン管式又は液晶式)、ノートブックパソコン
可燃物			

3 - 5 . 中間処理

中間処理は、菊池市(泗水町の地域)、合志市、大津町、菊陽町の地域では、菊池環境保全組合が管理運営を行っている中間処理施設で処理を行っています。なお、菊池市(泗水町の地域を除く)では、菊池市が管理運営を行っている中間処理施設で処理を行っています。



- 【凡例】
- 東部清掃工場 [焼却施設] (菊池環境保全組合)
 - 環境美化センター [再資源化工場] (菊池環境保全組合)
 - エコ・ヴィレッジ旭 (菊池市)
 - 菊池市リサイクルセンター (菊池市)

図 3-8 中間処理施設の位置

表 3-18 中間処理施設の概要 [菊池市(泗水町の地域)、合志市、大津町、菊陽町]

施設名称	東部清掃工場(焼却施設)	環境美化センター(再資源化工場)
事業主体	菊池環境保全組合	菊池環境保全組合
所在地	菊池郡大津町古城 1046 番地の 2	菊池郡大津町大津 115 番地
稼働開始年月	平成 6 年 7 月	平成 10 年 4 月
処理対象物	燃やすごみ、可燃性粗大ごみ等	不燃・埋立ごみ、資源物、不燃性粗大ごみ
処理方式	全連続燃焼方式(ストーカ炉)	破碎、選別
処理能力	135 t /24h(67.5 t /24h×2 炉)	44 t /5h (内訳)粗大・不燃ごみ系列 16.3 t /5h 資源物系列 27.7 t /5h

表 3-19 中間処理施設の概要 [菊池市(泗水町の地域を除く)]

施設名称	ECO village(エコ・ヴィレッジ)旭	菊池市リサイクルセンター
事業主体	菊池市	菊池市
所在地	菊池市旭志麓 1250 番地 2	菊池市小木 1711 番地
稼働開始年月	平成 16 年 4 月	昭和 60 年 4 月
処理対象物	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ等	不燃ごみ、資源物
処理方式	固形燃料化	保管
処理能力	45 t /8h (22.5 t /8h×2 系列)	約 100m ²

3 - 6 . 最終処分

最終処分は、菊池市(泗水町の地域)、合志市、大津町、菊陽町の地域では、菊池環境保全組合が管理運営を行っている最終処分場で埋立処分を行っています。なお、菊池市(泗水町の地域を除く)では、菊池市が管理運営を行っている最終処分場で埋立処分を行っています。



図 3-9 最終処分場の位置

表 3-20 最終処分場の概要 [菊池市(泗水町の地域)、合志市、大津町、菊陽町]

施設名称	環境美化センター（埋立処分場）
事業主体	菊池環境保全組合
所在地	菊池郡大津町大津 115 番地
稼働開始年月	平成 10 年 4 月
処理対象物	焼却残さ、選別残さ等
埋立方式	セル方式及びサンドイッチ方式
埋立容量	102,200m ³

表 3-21 最終処分場の概要 [菊池市(泗水町の地域を除く)]

施設名称	菊池市一般廃棄物最終処分場
事業主体	菊池市
所在地	菊池市小木 1711 番地
稼働開始年月	平成 9 年 12 月
処理対象物	不燃残さ
埋立方式	サンドイッチ方式
埋立容量	5,000m ³

3-7. ごみ排出量と再生利用量

平成24年度における総排出量は、集団回収量を含め47,866tであり、再生利用される「総資源化量」は10,871t、再生利用率(=[直接資源化量+処理後再生利用量+集団回収量]÷[排出量+集団回収量])は22.7%となっています。

中間処理による減量化量は31,936tであり、集団回収量を除いた排出量のおおむね7割が減量化されています。また、集団回収量を除いた排出量の11.2%に当たる5,059tが埋め立てられています。

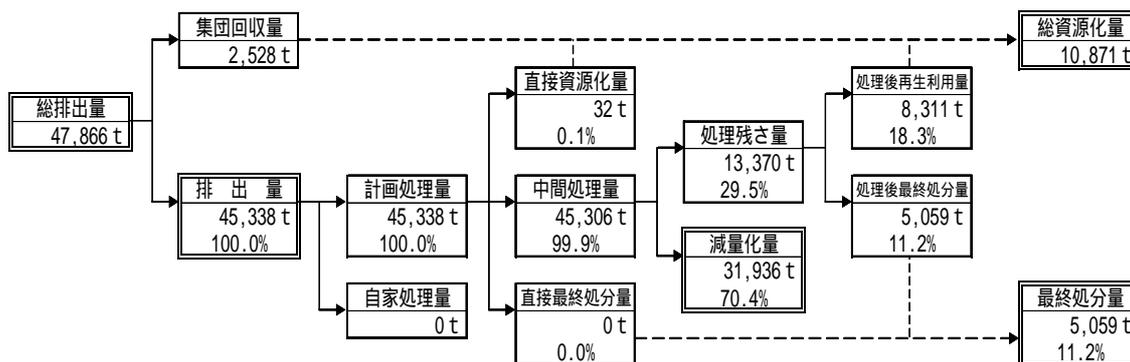


図3-10 処理状況フロー（平成24年度実績）

表3-22 処理状況の推移

	単位	年度					
		平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	
処理人口	人	172,531	174,047	176,098	178,001	179,934	
集団回収量	t	2,869.3	2,699.2	2,619.8	2,512.5	2,528.4	
排出量	事業系 総排出量	t	9,889.2	9,674.7	9,910.5	10,022.9	10,612.0
	家庭系 総排出量	t	32,849.9	33,110.2	33,190.6	33,924.8	34,725.5
	合計 事業系家庭系排出量合計(A)	t	42,739.1	42,784.9	43,101.1	43,947.7	45,337.5
	総排出量(B)	t	45,608.4	45,484.1	45,720.9	46,460.2	47,865.9
	排出量	t	42,739.1	42,784.9	43,101.1	43,947.7	45,337.5
処理・処分	自家処理量	t	0	0	0	0	
	計画処理量	t	42,739.1	42,784.9	43,101.1	43,947.7	45,337.5
	直接資源化量	t	37.1	33.9	33.0	38.2	31.5
	直接最終処分量	t	0	0	0	0	0
	中間処理量	t	42,702.0	42,751.0	43,068.2	43,909.5	45,306.0
	減量化量	t	30,305.1	30,258.2	30,369.9	30,905.5	31,935.5
	処理後再生利用量	t	7,897.1	7,873.8	7,874.7	8,126.1	8,311.4
	処理後最終処分量	t	4,499.8	4,619.0	4,823.6	4,877.9	5,059.1
再生利用量	直接資源化量	t	37.1	33.9	33.0	38.2	31.5
	排出量合計(A)に対する割合	%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
	総資源化量	t	10,803.5	10,606.9	10,527.5	10,676.8	10,871.3
減量化量	排出量合計(B)に対する割合	%	23.7%	23.3%	23.0%	23.0%	22.7%
	中間処理による減量化量	t	30,305.1	30,258.2	30,369.9	30,905.5	31,935.5
最終処分量	埋立最終処分量	t	4,499.8	4,619.0	4,823.6	4,877.9	5,059.1
	排出量合計(A)に対する割合	%	10.5%	10.8%	11.2%	11.1%	11.2%

)小数点以下の数値の取扱いによって、整数で表記している計画書及び添付資料の数値と異なる場合があります。

3-8. ごみ処理の評価

熊本県は、環境大臣が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に即して「熊本県廃棄物処理計画」を平成23年2月に見直し、平成27年度を計画目標とする数値目標を掲げています。

新たな県の目標値を指針として、本地域におけるごみの排出抑制及び再生利用に関する目標値を見直し、循環型社会の形成を推進していくことが必要となっています。

表 3-23 ごみ処理の評価(県実績値と目標値との比較)

		実績値		目標値
		平成20年度	平成24年度	平成27年度
排出量 (集団回収を含む)	熊本県	602千t [100%]		572千t [95%]
	本地域	45.6千t [100%]	47.9千t [105%]	

【評価】

本地域のごみ排出量(集団回収を含む)は、平成24年度は平成20年度に対して5%増加しています。主な要因は、人口増加による家庭系ごみ排出量の増加と地域産業の発展による事業系ごみ排出量の増加が考えられます。

人口増加によりごみ排出量が増加していくことで、県の目標値とするごみ排出量の削減目標を達成することは困難であります。家庭系ごみの1人1日当たり排出量の増加を抑制し、事業系ごみの排出削減に取り組むことで、増加していくごみ排出量の抑制を図っていく必要があります。

		実績値		目標値
		平成20年度	平成24年度	平成27年度
再生利用率	熊本県	16.4%		25.0%
	本地域	23.7%	22.7%	
最終処分率	熊本県	11.8%		9.3%
	本地域	10.5%	11.2%	

【評価】

本地域における再生利用率及び最終処分率は、熊本県の実績を上回っております。これらは、菊池市(泗水町の地域を除く)における可燃ごみ等のごみ固形燃料による発電事業の実施が、本地域における高い再生利用率と低い最終処分率を得ている主な要因となっています。

県の目標値を達成するためには、集団回収及び分別排出の徹底による資源物の回収を推進していくとともに、ごみ処理施設の整備における処理システムの再構築を図り、本地域における再生利用率の向上と最終処分率の削減に努めていく必要があります。

3-9. ごみ処理の課題

ごみ排出抑制及び再生利用等の推進

環境への負荷の軽減と循環型社会形成を推進するため、住民、事業者、行政が一体となって、家庭や事業所にごみとなるものを減らし、過剰包装や使い捨て商品を断るごみの発生抑制、及び廃棄物を出さないライフスタイルへの転換を図り、ごみの排出抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、再生利用(Recycle)の観点に立って、3 R (Reduce・Reuse・Recycle)を推進していく必要があります。

分別排出の徹底

子供会や自治会等の住民団体による資源物の集団回収で実施されていない品目であり、可燃ごみや不燃ごみへ混在しやすい、容器包装プラスチックやペットボトルの分別排出の徹底が必要です。また、食料品や飲料水の付着物が多くなる容器包装プラスチックやペットボトルは分別して排出されても、資源物としての品質や価値が低下します。

再生利用を推進するため、住民意識の向上を図り、分別排出の徹底を強化し、資源物の高品質化を図っていく必要があります。

事業系ごみの排出抑制

事業系ごみの排出抑制を推進するため、多量排出事業者に対しては必要に応じてごみ減量化計画の作成を求め、事業者が事業活動に伴い発生するごみの排出者であることを自覚し、自らが発生源となるごみの排出抑制や再生利用に取り組むことが必要です。

ごみ処理施設(可燃ごみ等の処理)の整備

本地域では、これまで菊池市(泗水町の地域)と合志市、大津町、菊陽町から発生する可燃ごみ等は、共同設置した一部事務組合である菊池環境保全組合が管理・運営する、東部清掃工場で行い、菊池市(泗水町の地域を除く)から発生する可燃ごみ等は、菊池市が管理・運営するエコ・ヴィレッジ旭で処理を行ってきました。

しかし、廃棄物の適正かつ効率的な処理を推進することを目的に、熊本県が平成11年3月に策定した、「熊本県一般廃棄物処理広域化計画」の趣旨に従い、ごみ処理施設を集約してごみの広域処理へ転換する必要があります。

施設の老朽化等における措置や施設の集約化を図るため、新施設の整備を進めていくとともに、ごみ処理に伴って得られる余熱を利用して、発電等によるエネルギーの回収を可能とする施設整備が求められています。

ごみ処理施設(不燃ごみ、資源物等の処理)の整備

本地域では、これまで菊池市(泗水町の地域)と合志市、大津町、菊陽町から発生する不燃ごみ、資源物等は、共同設置した一部事務組合である菊池環境保全組合が管理・運営する、環境美化センターで処理を行い、菊池市(泗水町の地域を除く)から発生する不燃ごみ、資源物等は、菊池市が管理・運営する菊池市リサイクルセンターや業者に委託して処理を行ってきましたが、可燃ごみ等の処理と同様、施設の集約化による効率化を図るため、新施設の整備が求められています。

最終処分場の整備

最終処分場における残余容量の逼迫に対応するため、新たな最終処分場の整備を推進していくとともに、長期的に安定した廃棄物行政を目指すために、既存の最終処分場の活用や最終処分量の削減方策等を検討する必要があります。

ごみ収集の効率化

新施設の整備を進めていくとともに、ごみの収集経費の縮減を図るため、分別収集と運搬手段について協議を重ね、共通化を推進していくことが必要です。

環境美化及び不法投棄対策

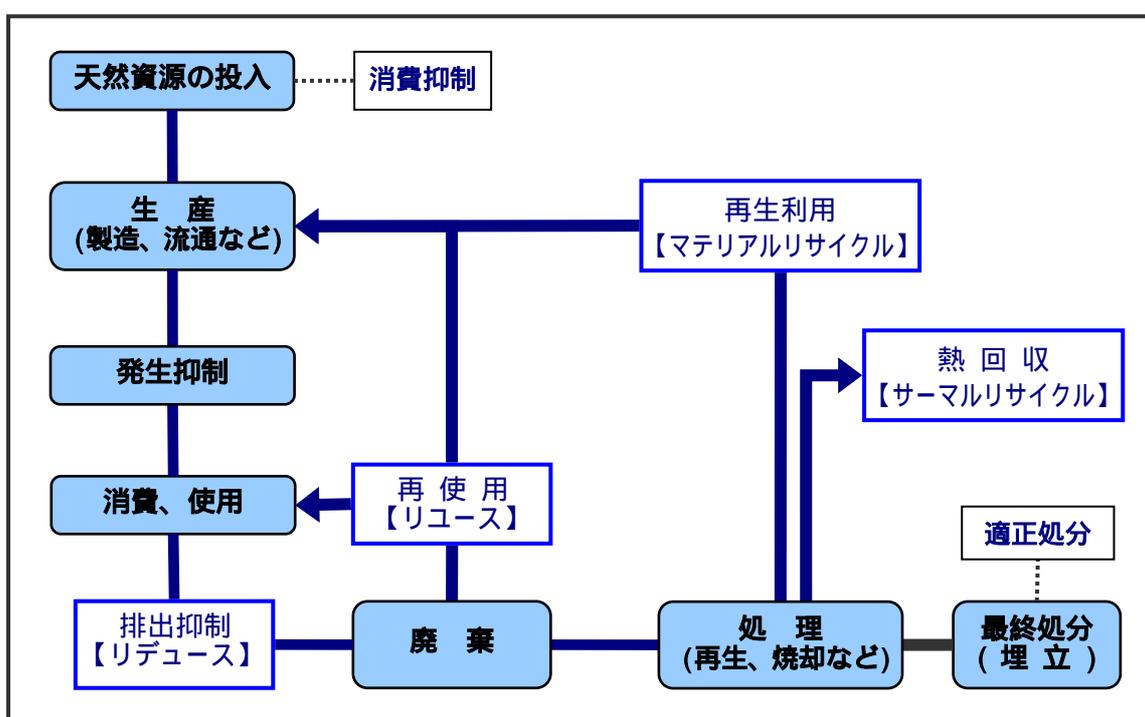
環境美化及び不法投棄対策として、環境美化条例の周知徹底や不法投棄防止のための住民への啓発及び監視体制の強化を図っていく必要があります。

第4章 ごみ処理基本計画

4-1. 計画の基本方針

1) 目標とする廃棄物処理の考え方

住民、事業者、行政の各主体が互いに連携・協働しながら各々の役割を分担していくことを基本として、循環型社会を構築するため廃棄物処理の優先順位となる、発生抑制及び排出抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分を实践し、3R (Reduce・Reuse・Recycle) の推進を図っていきます。



参考) 環境省資料(循環型社会への新たな挑戦)

【3Rの推進】

Reduce(リデュース) : ものを大切にし、ごみとして出すものを「減らす」

Reuse(リユース) : ごみとして廃棄せずに、そのままの形で「再利用する」

Recycle(リサイクル) : ごみとなったものを処理し、新たに作り変えて「再生利用する」

マテリアルリサイクル --- 資源となるごみを新しい製品の材料や原料として、再生利用すること。

サーマルリサイクル ----- ごみ処理の際に発生する熱エネルギーを回収し、利用すること。

2) 基本方針

基本方針 1 : 住民・事業者・行政が連携した3R運動の推進

容器包装リサイクル法や家電リサイクル法等の各種リサイクルに関する法律に準じた再生利用の推進はもとより、地域における3R運動を基盤とする取り組みを住民・事業者・行政の三者が連携・協働して実践することにより、ごみの排出抑制及び再生利用の推進を図っていきます。

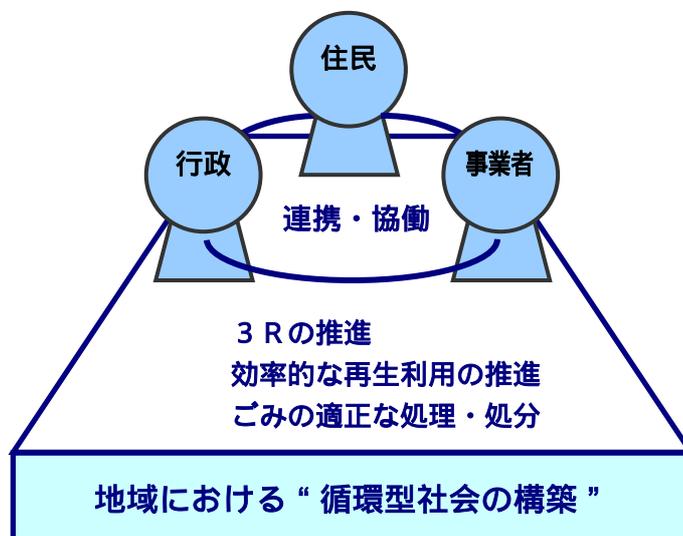
基本方針 2 : 効率的な再生利用(リサイクル)を推進

第一にごみの排出抑制(リデュース)を図り、次にごみの中から使えるものを再使用(リユース)することを実践していくとともに、ごみとなって排出されるものを効率的に再生利用(リサイクル)していくため、集団回収や家庭及び事業所で行える取組み(生ごみの堆肥化など)、分別の徹底を推進していきます。

基本方針 3 : ごみの適正な処理・処分

ごみの適正な処理、処分を図り、地域における生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図っていきます。また、本地域における廃棄物の適正な処理、処分が行える環境を整え、中長期における安定かつ安心できるごみ処理体制を確立するため、ごみ処理施設の整備を図っていきます。

また、不燃ごみ、資源物等に関する再生利用の推進に積極的に取り組んでいくとともに、新たなごみ処理施設ではごみ処理によるエネルギー回収や焼却残さの再生利用等を検討し、最終処分量の削減を推進していきます。



4-2. 計画の目標

1) 排出抑制に関する目標

排出抑制に関する計画目標を次のとおり設定します。

(家庭系ごみ) 1人1日当たりのごみ排出量の増加を抑制する。
 1人1日当たりのごみ排出量 529g/人・日(平成24年度実績)

(事業系ごみ) 増加傾向にあるごみ排出量を抑制し、平成24年度に対して5%の抑制を図る。
 ごみ排出量(平成24年度)に対して5%の削減〔平成31年度以降〕

熊本県廃棄物処理計画では国の基本方針に準じて、ごみ排出量を平成20年度に対して5%削減することを目標とされています。本地域では人口増加と地域産業の発展に伴い、今後ごみ排出量は増加していくことが考えられます。

家庭系ごみの排出量は、平成24年度で約34,726t(1人1日当たりのごみ排出量:529g/人・日)となっています。人口の増加以外に起因するごみ排出量の増加を抑制するため、1人1日当たりのごみ排出量の増加抑制に努めます。

事業系ごみの排出量は、平成24年度で約10,612tとなっており、近年では増加傾向を示しています。増加傾向にある事業系ごみの排出抑制に取り組み、平成24年度の実績に対して5%の抑制に努めます。

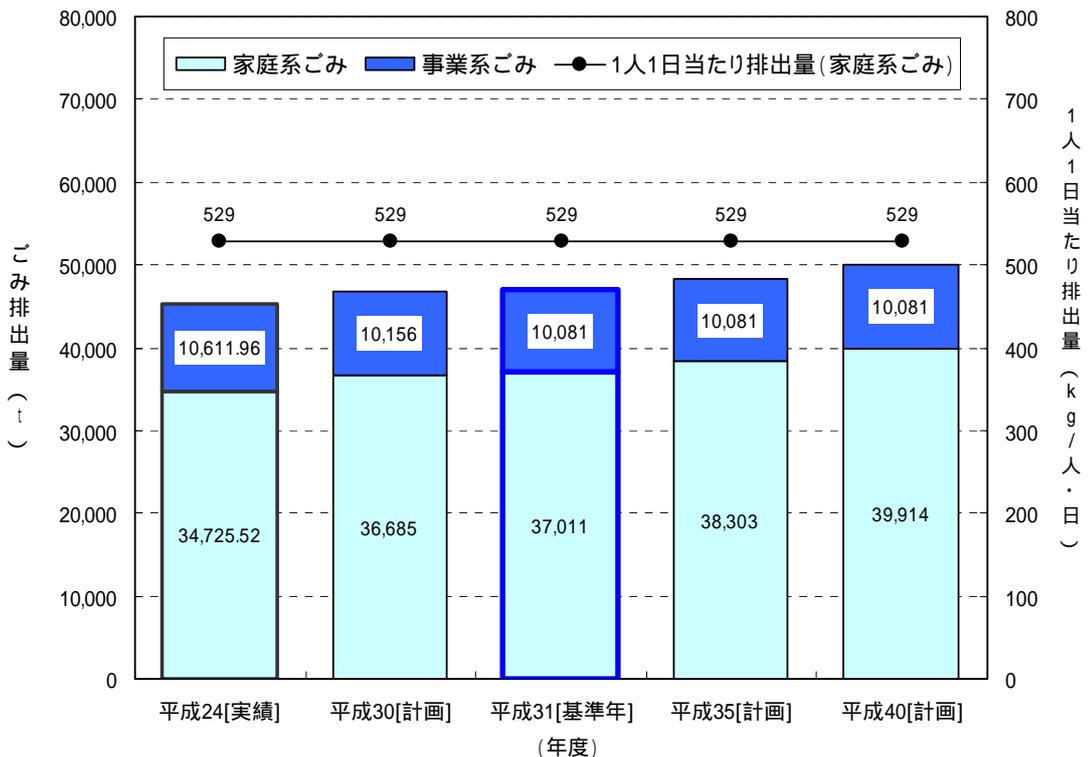


図 4-1 ごみ排出量の計画値

2) 再生利用に関する目標

再生利用に関する計画目標を次のとおり設定します。

平成24年度における再生利用率 22.7%を、平成35年度以降に再生利用率 をごみ総排出量の25%以上とする。

$$\text{再生利用率} = \{ \text{総資源化量(集団回収量を含む)} \} \div \{ \text{ごみ総排出量(集団回収量を含む)} \}$$

熊本県廃棄物処理計画では国の基本方針に準じて、ごみの再生利用率を平成27年度でごみ総排出量の25%にすることを目標とされています。

本地域では、現状のごみ処理施設及び処理システムにおける再生利用率の向上が困難であるため、再生利用率の目標を平成35年度以降に、ごみ総排出量(集団回収量を含む)の25%とすることを目標とします。

集団回収及び分別排出の徹底による資源物の回収を推進していくとともに、ごみ処理施設の整備における処理システムの再構築を図り、本地域における再生利用率の向上に努めていきます。

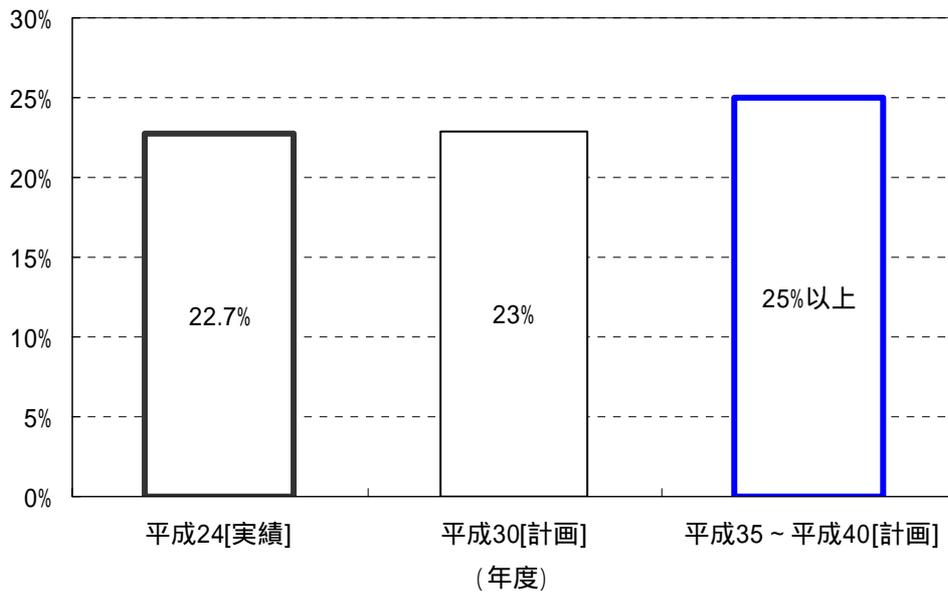


図4-2 再生利用率に関する目標値

3) 最終処分に関する目標

最終処分に関する計画目標を次のとおり設定します。

平成24年度における最終処分率 11.2%を、平成35年度以降に
最終処分率 をごみ総排出量の10%以下とする。

最終処分率 = [最終処分量] ÷ [ごみ総排出量(集団回収量を含まない)]

熊本県廃棄物処理計画では国の基本方針に準じて、ごみの最終処分量を平成27年度でごみ排出量の9.3%とすることを目標とされています。

本地域では、現状のごみ処理施設及び処理システムにおける最終処分率の向上が困難であるため、最終処分率の目標を平成35年度以降に、ごみ総排出量の10%以下とすることを目標とします。

ごみ処理施設の整備における処理システムの再構築を図り、ごみの再資源化にて適正かつ効率的に最終処分量の削減を検討し、本地域における最終処分率の低下に努めていきます。

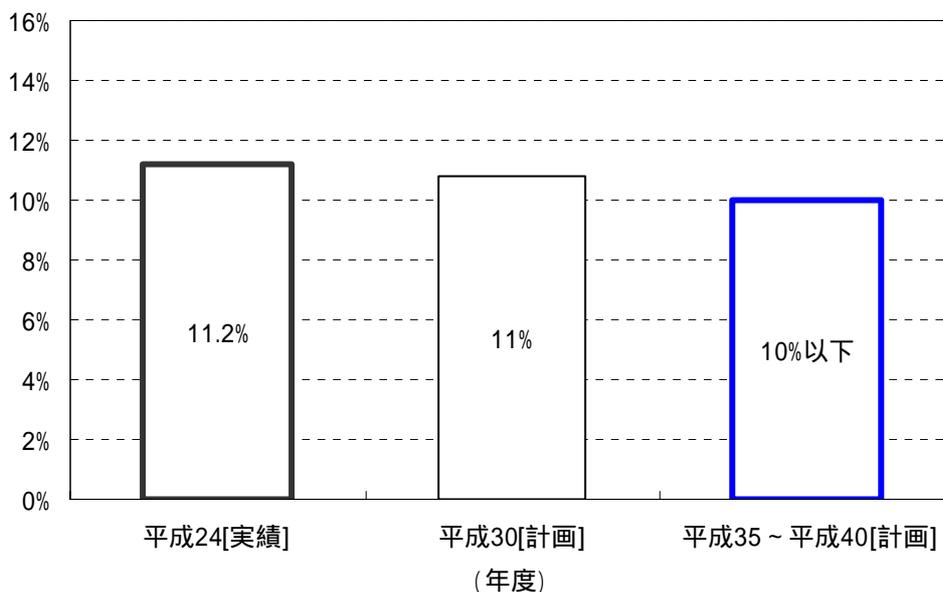


図4-3 最終処分率に関する目標値

4-3 . 目標を達成するための役割

本計画の目標を達成するためには基本方針に掲げたとおり、住民・事業者・行政の適切な役割分担にてそれぞれが積極的な取り組みを図り、住民・事業者・行政が連携して3R運動を推進していきます。

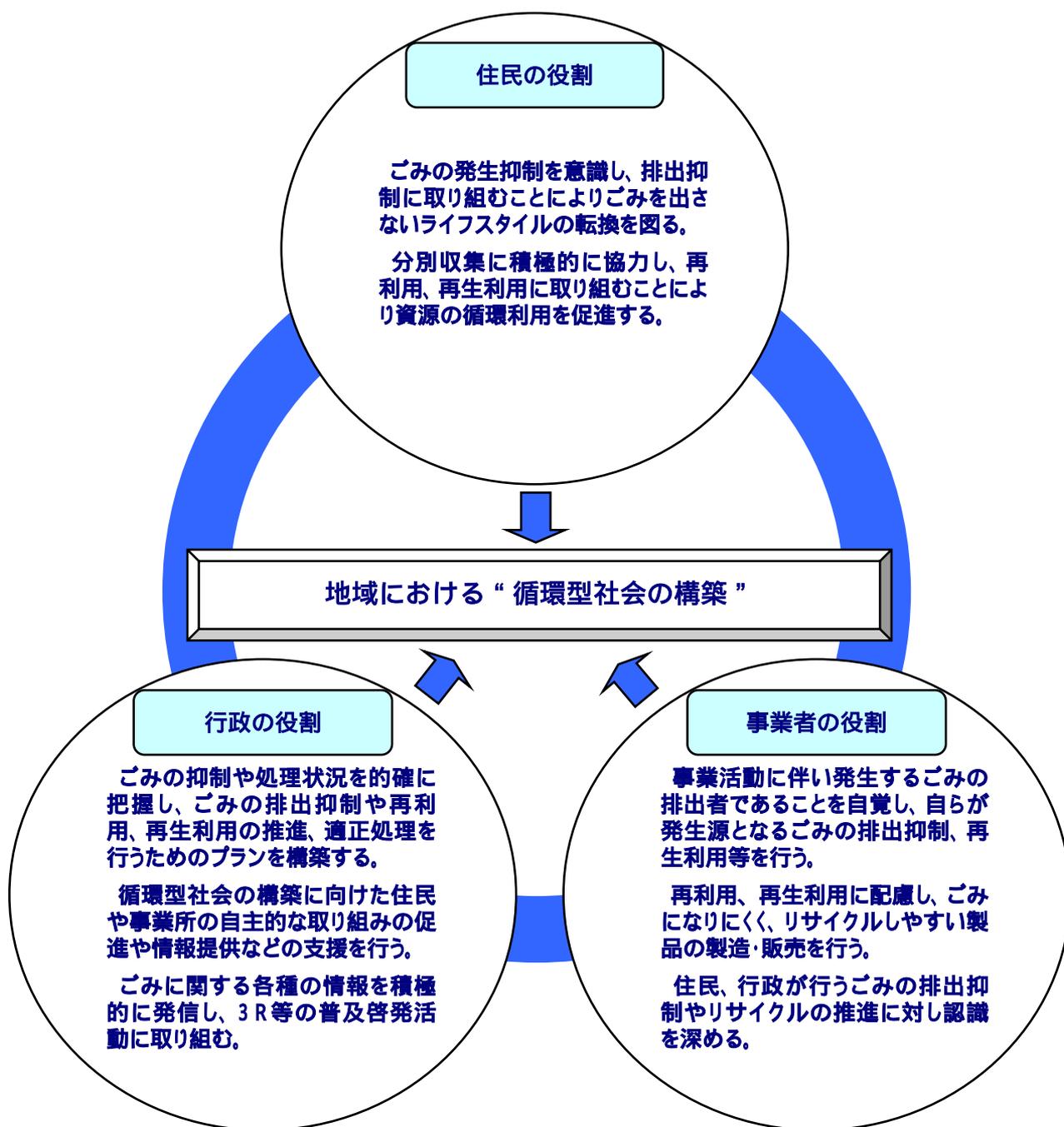


図 4-4 住民・事業者・行政の役割と連携(イメージ図)

4-4. 目標達成のための施策

1) 住民の意識向上を図るための取り組み

有料化の継続

現在、事業系ごみ及びごみ処理施設へ直接搬入される家庭系ごみについては、一定量無料型により課金し、直接納入方式により処理料金を徴収しています。収集運搬している家庭系ごみについては、指定袋を媒体とした均一従量制により課金し、小売店前納方式により、処理料金を徴収しています。

ごみ処理費用の公平負担化や経済的動機付けにより、排出者のごみ問題に対する関心を深め、ごみ減量化に取り組むため、今後もごみ処理費用の有料化を継続し、必要に応じて料金の見直しを行っていきます。

なお、各種のリサイクルに関する法律に基づき、家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目)やパソコン(パソコン本体、ディスプレイ)の購入店や購入メーカーへの引き渡すように指導していきます。

環境教育、啓発活動の充実

住民、事業者に対してごみの減量化、再利用及び再資源化、さらにはごみの適切な出し方に関する啓発を徹底するとともに、啓発が効果的となるよう関係団体と協力して啓発活動に取り組んでいきます。

また、広報紙やホームページ等を利用して啓発を行い、住民のごみ減量化に関する意識の向上を図っていきます。さらに、環境教育の一環として児童の施設見学等、教育啓発活動に積極的に取り組んでいきます。

マイバッグ運動・レジ袋対策

地域レベルでの過剰包装の抑制方策を検討するとともに、消費者、販売業者に対する啓発を積極的に行っていきます。また、レジ袋等の使用削減を図るためマイバッグ持参の徹底等の啓発を行っていきます。

生ごみ処理機等への助成金の継続

家庭から排出される生ごみの減量化を目的とし、生ごみ処理機等の購入に対する助成を行っており、今後もこれらの購入に対する助成を継続していきます。

集団回収への助成金の継続

自治会等で実施されている資源物の回収(集団回収)を積極的に支援するため、自治体で実施している集団回収への助成金の交付を引き続き実施し、ごみの再資源化の取り組みに対する助成を継続していきます。

2) 事業者の意識向上を図るための取り組み

ごみを出さない事業活動への転換指導

事業活動に伴って生じた廃棄物は自らの責任において適正に処理しなければならないことを原則として、一般廃棄物の多量排出事業者に対して、必要に応じてごみの排出抑制の強化を指導していきます。また、改善が見られない場合はごみの排出抑制に関する計画の策定と積極的な取り組みを指導していきます。

ごみの発生・排出抑制等の運動への協力

住民活動や行政の行うごみの発生、排出抑制やリサイクルの推進とともに取り組み、事業者が協働して活動を図っていくように取り組んでいきます。

小売店舗におけるマイバッグの推進によるレジ袋削減や過剰包装の抑制、店頭での資源物回収、リターナブル容器の推進などをはじめ、各事業所における独自の取り組みへも可能な支援を行っていきます。

事業系一般廃棄物の処理に対する費用負担

事業所から排出されるごみは、自己搬入によるごみ処理施設への持ち込みか、各自治体が許可した収集運搬業者を通じてのみ、ごみ処理施設への搬入を許可します。なお、ごみ排出者はその排出量に応じてごみ処理費用を負担してもらうため、持ち込まれたごみの重量に応じた処理手数料を徴収します。

また、ごみの多量排出が事業活動において有利とならないように、近隣のごみ処理施設での料金設定を見守りつつ、必要に応じて処理手数料の改正を行っていきます。

3) 行政としての取り組み

住民及び事業者への啓発、指導と支援

住民及び事業者に対してごみの排出抑制や再利用、再生利用に関する活動を啓発、指導していくとともに、活動の推進に有効な支援と情報の提供を行っていきます。

また、各自治体にて既に実施している生ごみ堆肥化容器等や集団回収の助成事業を引き続き実施していくとともに、今後も有効な支援を検討していきます。

環境学習の充実

小・中学校を対象にごみに関する副読本、ビデオ、施設見学等を通じて、ごみの排出抑制や再利用、再生利用に関する教育活動に対して積極的に取り組んでいきます。

廃棄物処理に対する費用負担の適正化

廃棄物処理に対する費用負担について、不公平の無いように料金の設定を必要に応じて見直しを行い、費用負担の適正化に努めます。

各種リサイクル法令への取り組み

容器包装リサイクル法に基づく分別収集と再生利用の推進を図っていくとともに、家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目)やパソコン(パソコン本体、ディスプレイ)の購入店や購入メーカーへの引き渡し及びその求めに応じたリサイクル料金の負担を排出者に負担いただくように指導していきます。

ごみ処理施設での適正処理、再資源化の推進

ごみ処理施設におけるごみの適正処理に努めるとともに、資源物回収等の再資源化の推進を図っていきます。また、新施設の整備ではごみ処理に伴って得られる余熱を利用した、発電等によるエネルギーの回収や再資源化の推進に努めていきます。

庁用品、公共関与事業における再生品等の使用の推進

事務用品、コピー用品、トイレットペーパー等の庁用品に関しては、再生品等を使用するとともに、公共事業等においても再生品等の使用推進に努めます。

4-5 . ごみの分別区分

ごみの分別区分を次に示すように定めます。現在実施している分別区分に変更はありませんが、新施設の整備に際しては必要に応じて分別区分や品目の変更を行っていきます。

表 4-1 ごみの分別区分(計画)

菊池市(泗水町の地域)、 合志市、大津町、菊陽町		菊池市(泗水町の地域を除く)	
燃やすごみ	台所ごみ・生ごみ	可燃ごみ	生ごみ
	紙・布類(資源物以外)		紙くず
	木くず類		繊維くず
	革製品		木くず
燃やすごみ	プラスチック類(資源物以外)	可燃ごみ	皮類
			プラスチックごみ
			ゴムくず
不燃・埋立ごみ	ガラス・ビン(資源物以外)	不燃ごみ	ガラス類
	陶磁器		陶磁器類
	金属類(資源物以外)		小型家電製品
	その他		その他
資源物	びん類・かん類	資源物	生きビン
			透明ビン
			茶色ビン
			その他色ビン
			アルミ缶
			スチール缶
	新聞紙・チラシ		紙類
	紙類・雑誌・紙製容器包装		
	段ボール		
	牛乳パック		
布類	古布		
ペットボトル	ペットボトル		
白色トレイ・発泡スチロール	テープ類		
プラスチック類			
小型金物・小型金属製廃家電			
粗大ごみ	可燃性粗大ごみ	粗大ごみ	可燃性粗大ごみ
	不燃性粗大ごみ		不燃性粗大ごみ
廃蛍光管		廃蛍光灯	
廃乾電池			

4-6 . 収集・運搬計画

1) 収集・運搬に関する実施主体

本地域における一般廃棄物の収集・運搬については、各自治体がそれぞれの行政区域における一般廃棄物の収集・運搬及びその事務を実施します。

なお、ごみ処理施設へ直接持込まれるごみ(主に、事業系ごみ)は原則として、許可された一般廃棄物収集業(許可業者)が各事業所から持込むごみ、もしくは住民が一般家庭にて指定された収集日に出せなかったごみ、引越しなどで一時的に多量に排出されるごみ等をごみ処理施設で受入れます。

2) 計画収集区域の範囲

菊池市、合志市、大津町、菊陽町における行政区域とします。

3) 計画収集量

計画ごみ排出量に伴う、収集量の計画予測を次に示します。

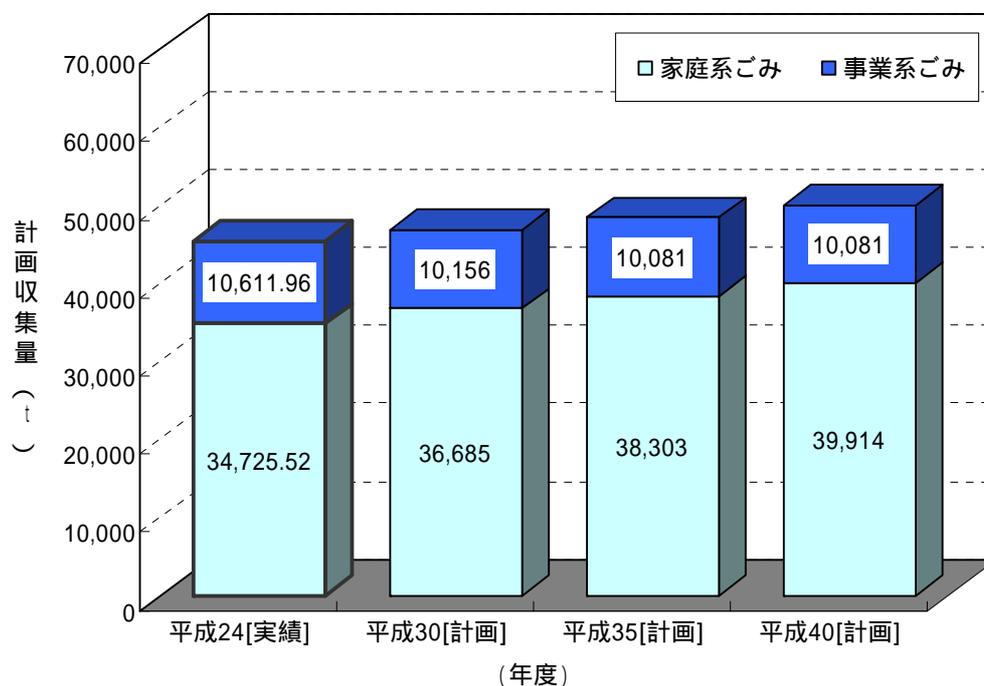


図 4-5 計画収集量

4) 収集方法

(1) 収集ごみ

収集・運搬方法については、下記のとおり実施します。但し、必要に応じて各自治体にて見直しを行う場合があります。

表 4-2 収集方法 [菊池市(泗水町の地域)、合志市、大津町、菊陽町]

	収集頻度	排出場所	排出方法	収集形態
燃やすごみ	2回/週	ステーション	指定袋	委託
不燃・埋立ごみ・廃乾電池	1回/月	ステーション	指定袋	委託
資源物 (プラスチック類)	1回/週	ステーション	指定袋	委託
資源物 (プラスチック類以外)	1回/月	ステーション	指定袋	委託
粗大ごみ		拠点場所	申込制	委託
廃蛍光灯	1回/3ヶ月	拠点場所	コンテナ等	委託 (菊陽町は直営)

表 4-3 収集方法 [菊池市(泗水町の地域を除く)]

	収集頻度	排出場所	排出方法	収集形態
可燃ごみ	2回/週	ステーション	指定袋	委託
不燃ごみ	1~2回/月	ステーション	指定袋	委託
資源物 (ペットボトル)	1~2回/月	拠点場所	指定袋	委託
資源物 (ビン類、缶類、紙類、古布、テープ類)	1回/月	拠点場所	コンテナ等	委託
粗大ごみ		拠点場所	申込制	委託
廃蛍光灯		拠点場所	コンテナ等	委託

(2) 持込みごみ

各自治体で許可された一般廃棄物収集業(許可業者)が各事業所からの持込みごみや各一般家庭にて指定された収集日に出せなかったごみ、引越しなどで一時的に多量に排出されるごみ等をごみ処理施設で受入れます。

なお、各ごみ処理施設における持込みごみの取り扱いについては引き続き次に示すとおり実施していきます。また、新施設の整備に際しては施設の稼働開始までに、持込みごみに関する取り扱いについて定めていきます。

表 4-4 持込みごみについて [菊池市(泗水町の地域)、合志市、大津町、菊陽町]

受 入 先	東部清掃工場、環境美化センター
受 付 時 間	<p>【東部清掃工場】[可燃ごみ、(可燃性)粗大ごみ] (平 日)午前 8:30～12:00、午後 1:00～午後 5:00 (土曜日)午前 8:30～12:00 日曜日、祝日は受け付けていません。ただし、月曜日が祝日の場合に限り開放計画のとおり。</p> <p>【環境美化センター】[不燃ごみ、資源物、(不燃性)粗大ごみ] (平 日)午前 8:30～12:00、午後 1:00～午後 5:00 土曜日、日曜日、祝日は受け付けていません。</p>
搬入手数料	<p>【一般家庭：粗大ごみ以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1台の積載量が50kg未満の場合無料 ・50kgは250円で、50kgを超えるときは10kg増すごとに50円を加算した合計額に消費税が加算されます。(10円未満は、四捨五入) <p>【一般家庭：粗大ごみ】</p> <p>10kg以下は100円で、10kgを超えるときは10kg増すごとに100円を加算した合計額に消費税が加算されます。(10円未満は、四捨五入)</p> <p>【事業ごみ】</p> <p>10kg以下は200円で、10kgを超えるときは10kg増すごとに200円を加算した合計額に消費税が加算されます。(10円未満は、四捨五入)</p> <p>【ごみ運搬手数料】</p> <p>特定家庭用機器廃棄物(家電リサイクル法に係わる4品目)を搬入する際には、リサイクル券と別途次の運搬手数料が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エアコン(室外機) 500円 ・エアコン(室内機) 500円 ・テレビ 500円 ・冷蔵庫、冷凍庫(170リットル以下) 500円 ・冷蔵庫、冷凍庫(171リットル以上) 1,000円 ・洗濯機及び衣類乾燥機 500円

表 4-5 持込みごみについて [菊池市(泗水町の地域を除く)]

受 入 先	エコ・ヴィレッジ旭、菊池市最終処分場
受 付 時 間	<p>【エコ・ヴィレッジ旭】[(可燃性)粗大ごみ]</p> <p>(平 日)午前 8:30 ~ 12:00、午後 1:00 ~ 午後 4:30</p> <p>(土曜日)午前 8:30 ~ 12:00 第 2 土曜日のみ</p> <p>土曜日(第 2 土曜日を除く)、日曜日、祝日は受け付けていません</p> <p>【菊池市最終処分場】[(不燃性)粗大ごみ]</p> <p>午前 8:30 ~ 12:00、午後 1:00 ~ 午後 4:00</p>
搬入手数料	<p>【(可燃性)粗大ごみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 50kg 未満は無料 ・ 50kg は 260 円とし、10kg 増すごと料金が加算されます。 <p>【(不燃性)粗大ごみ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両最大積載量 1,001kg 以上 2,000kg まで 1 台につき 1,050 円 ・ 車両最大積載量 2,001kg 以上、1 台につき 1,570 円

(3) 収集又は持込みできないごみの指定について

収集又は持込みできないごみの種類として次に示すとおり指定します。なお、収集又は持込みできないごみの種類については、引き続き次に示すとおり実施していきます。また、新施設の整備に際しては施設の稼働開始までに、収集又は持込みできないごみの種類について定めていきます。

表 4-6 収集又は持込みできないごみ [菊池市(泗水町の地域)、合志市、大津町、菊陽町]

	区 分	品 目
収集しないごみ	事業活動で発生するごみ	店、事業所からの一般廃棄物
	家庭から一時的に大量に出たごみ	引越し、大掃除によって出たごみ
	特定家庭用機器再商品化法に定める対象品目	エアコン、テレビ、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機
	パソコン	デスクトップ本体、ディスプレイ(ブラウン管式又は液晶式)、ノートブックパソコン
施設に持込めないごみ	有害性のあるごみ	硫酸、硝酸等の劇薬、殺虫剤、消毒剤等の農薬、化学薬品、その他有害性のあるごみ
	危険性のあるごみ	日本刀、銃弾、バッテリー、ガスボンベ(穴を開けたカセットコンロ用を除く)、消火器、その他危険性のあるごみ
	引火性のあるごみ	灯油、シンナー、廃油、オイル、その他引火性のあるごみ
	特別管理一般廃棄物	感染性医療廃棄物
	ゴム等	廃タイヤ、ベルトコンベヤ等
	金属類	ドラム缶、自動車関係部品、ピアノ、バイク、農機具類、エンジン、金塊(鉄アレイ、金属工具)、ワイヤー、電気温水器、太陽熱温水器、流し台、金庫(手提げを除く)、幅1.5m、長さ2.0m、高さ1.0m以上の金属製品
	空かん類	線虫消毒薬・毒薬・塗料・オイル等の入っていた空かん
	木製品類	幅1.5m、長さ2.0m、高さ1.0mを超える木製品
	木竹片	直径10cmを超える物、長さ2.0mを超える物
	家屋解体及び改造に係わるもの	家屋解体及び改造に係わる廃材、わら、瓦、ブロック、基礎石、コンクリート等のガレキ類
	動物の死骸	実験した動物
	その他	畑、山等で生じたもの(木の根、竹の根、わら等)、ボウリング用ボール
	産業廃棄物	

注) スプリング入りの製品は、平成26年4月以降から指定除外します。

表 4-7 収集又は持込みできないごみ [菊池市(泗水町の地域を除く)]

	区 分	品 目	
収集しないごみ	一時多量ごみ	引越し、大掃除、庭木の剪定などに伴い一時的に多量に出るごみ	
	排出禁止物	廃タイヤ、バイク(原付含む)、バッテリー、ガスボンベ、揮発油(ガソリン・ペンキ・シンナーなど)、灯油、廃油、塗料、火薬類、農薬、消火器、コンクリート片、ボイラー、大型温水器、農機具、ピアノ、ドラム缶、スプリング入りのマットレスなど	
	事業所ごみ	商店、飲食店、事務所、工場、農林業などあらゆる事業活動から出るごみ	
	特定家電品	エアコン、テレビ、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機	
	パソコン	デスクトップ本体、ディスプレイ(ブラウン管式又は液晶式)、ノートブックパソコン	
施設に持込めないごみ	可燃性粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金属部分のあるもの ・ 1.5m × 1.5m × 2.5m の寸法より大きいごみ ・ 4 トン車(ロング車を除く)より大きな車両での持込み ・ 直径 10cm、長さ 2.5m より大きな木くず 	
	不燃性粗大ごみ	排出禁止物	廃タイヤ、バイク(原付含む)、バッテリー、ガスボンベ、揮発油(ガソリン・ペンキ・シンナーなど)、灯油、廃油、塗料、火薬類、農薬、消火器、コンクリート片、ボイラー、大型温水器、農機具、ピアノ、ドラム缶、スプリング入りのマットレスなど
		事業所ごみ	商店、飲食店、事務所、工場、農林業などあらゆる事業活動から出るごみ
		特定家電品	エアコン、テレビ、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機
		パソコン	デスクトップ本体、ディスプレイ(ブラウン管式又は液晶式)、ノートブックパソコン
	可燃物		

5) 収集・運搬に関する計画

ごみ収集の効率化と分別区分の見直し

新施設の整備に際しては、効率的な処理体制を確立することを目的として、必要に応じて分別区分の見直しを行います。また、分別区分の見直しによる混乱を極力避けるため、住民及び事業者への説明や広報等での連絡など、円滑な分別区分の変更に努めます。

分別排出と排出マナーの徹底

ごみの分別排出と排出マナーの徹底は、ごみの適正処理や資源物の回収率に影響を及ぼします。リサイクルをさらに推進していくためにも、引き続き分別排出と排出マナーの徹底について、住民及び事業者への啓発の強化に努めていきます。

また、資源物は分別して排出されても、異物が混入したり付着していることで資源物としての品質や価値が低下しがちです。再生利用(Recycle)^{リサイクル}を推進するため、住民意識の向上を図り、容器類の洗浄排出や材質の異なる容器の分別排出の徹底を強化し、資源物の高品質化を図っていきます。

収集・運搬業務における衛生・安全管理の維持

ごみの収集・運搬時における衛生・安全管理を図るため、収集及び運搬中におけるごみの落下や汚水の散乱対策、作業時における事故、ケガ、火災の発生等がないように、収集作業員や委託・許可業者の指導に努めていきます。

また、在宅医療廃棄物には感染性廃棄物が混入している場合もあるため、ごみの収集に従事する作業員への危険も危惧されることから、住民に対して徹底した医療廃棄物の分別排出、収集困難な医療廃棄物の適正処理についての指導、啓発の強化に努めていきます。

4-7. 中間処理計画

1) 中間処理に関する実施主体

本地域における一般廃棄物の中間処理については、現行どおり菊池市及び菊池環境保全組合において、施設の管理、運営及びその事務を実施します。

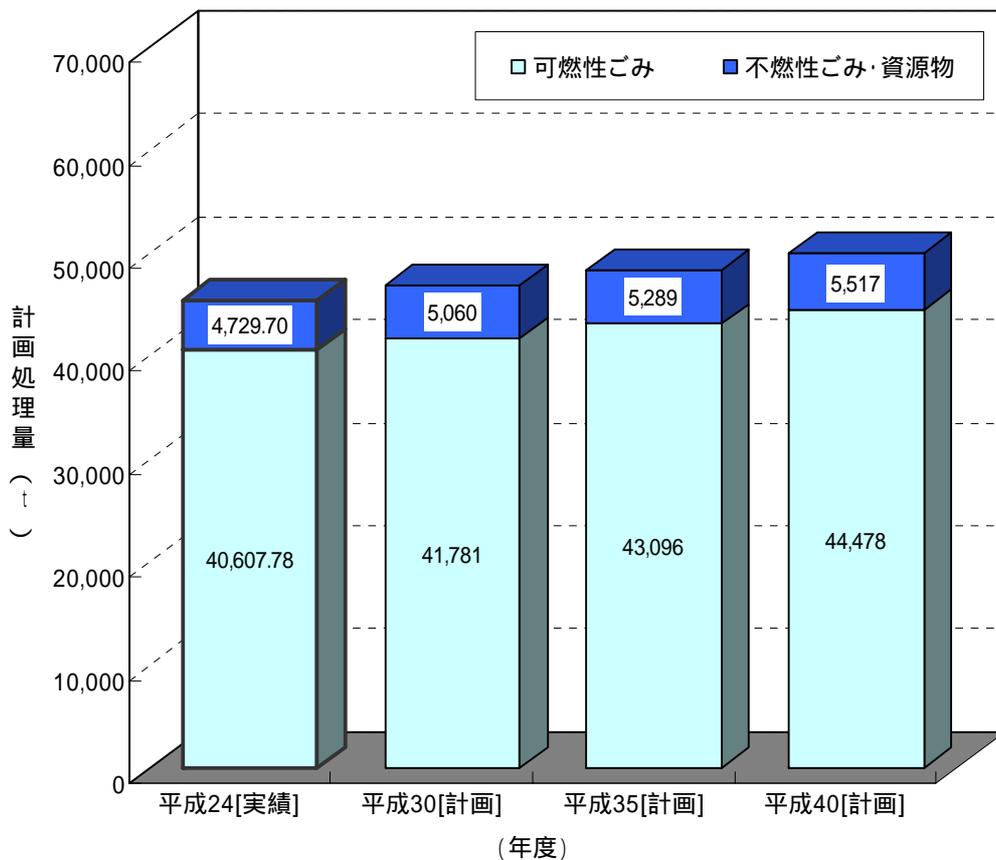
なお、新施設の整備に際しては、菊池環境保全組合において施設の管理、運営及びその事務を実施します。

2) 計画処理区域の範囲

菊池市、合志市、大津町、菊陽町における行政区域とします。

3) 計画処理量

計画ごみ排出量に伴う、中間処理量の計画予測を次に示します。



可燃性ごみ : 可燃ごみ、可燃性粗大ごみの合計
 不燃性ごみ・資源物 : 不燃ごみ、埋立ごみ、不燃性粗大ごみ、資源物の合計

図 4-6 計画処理量

4) 中間処理の方法

可燃性ごみは、菊池環境保全組合が管理・運営する東部清掃工場及び菊池市が管理・運営するエコ・ヴィレッジ旭にて処理を行っています。

東部清掃工場は稼働開始後 19 年以上が経過しており、エコ・ヴィレッジ旭はごみ固形燃料による発電事業から離脱する方針を決定し、施設を廃止することとしています。今後、平成 33 年度からの稼働開始を目標に施設の集約化を図り、広域的な処理によりごみ処理の効率化を図っていきます。

なお、不燃ごみ及び資源物等については、現状の処理体制を維持して再資源化の推進を図っていきますが、より一層の適正処理や資源物回収等の効率化を図るため、平成 33 年度からの広域処理への転換を目標に処理方法の統一化に向けて協議を行っていきます。

菊池市(泗水町の地域)、合志市、大津町、菊陽町

東部清掃工場(焼却施設)	
事業主体	菊池環境保全組合
所在地	菊池郡大津町古城 1046 番地の 2
稼働開始	平成 6 年 7 月
処理対象物	燃やすごみ、可燃性粗大ごみ等
処理方式	全連続燃焼方式(ストーカ炉)
処理能力	135 t / 24h(67.5 t / 24h × 2 炉)

【施設の集約化(平成 33 年度～)】

菊池市(全域)、合志市、大津町、菊陽町

新施設(エネルギー回収施設)	
事業主体	菊池環境保全組合
稼働開始	平成 33 年度(予定)
処理対象物	可燃ごみ(燃やすごみ)、 可燃性粗大ごみ等
処理能力	約 170 t / 24h

菊池市(泗水町の地域を除く)

エコ・ヴィレッジ旭	
事業主体	菊池市
所在地	菊池市旭志麓 1250 番地 2
稼働開始	平成 16 年 4 月
処理対象物	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ等
処理方式	固形燃料化
処理能力	45 t / 8h (22.5 t / 8h × 2 系列)

図 4-7 中間処理の方法

5) 中間処理に関する計画

中間処理の広域処理

本地域のごみ処理については、これまで菊池市(泗水町の地域)と合志市、大津町、菊陽町から発生するごみは、共同設置した一部事務組合である菊池環境保全組合が管理・運営する施設で処理を行い、菊池市(泗水町の地域を除く)から発生するごみは、菊池市が管理・運営する施設及び民間業者への処理委託で処理を行ってきましたが、廃棄物の適正かつ効率的な処理を推進することを目的に、熊本県が平成11年3月に策定した、「熊本県一般廃棄物処理広域化計画」の趣旨に従い、新施設の整備以降、菊池環境保全組合の構成市町全域での広域処理へ転換することとします。

新施設の整備

可燃ごみについては、平成33年度から新たに1施設に集約整備する新施設で適正処理し、ごみ処理に伴って得られるエネルギーの回収を行うことで、循環型社会に寄与するとともに広域的な処理によりごみ処理の効率化を図っていきます。

また、新施設における処理方式の選定については、長期的に安定した廃棄物行政を目指すために、処理システムによる再資源化の推進や最終処分量の削減方策等を検討していきます。

不燃ごみ及び資源物等について

不燃ごみ及び資源物等については、より一層の適正処理や資源物回収等の効率化を図るため、平成33年度からの広域処理への転換を目標に処理方法の統一化に向けて協議を行っていきます。

表4-8 ごみ処理施設の整備概要(参考)

項目	内容
稼働開始	平成33年度(予定)
処理対象物	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、選別残さ
処理量	<p>【平成39年度(目標年次)における処理対象計画量】</p> <p>可燃ごみ : 43,764.9 t/年</p> <p>可燃性粗大ごみ : 435.7 t/年</p> <p>施設処理残さ : 853.4 t/年</p> <p>(合計) (45,054.0 t/年)</p>
施設規模	<p>【施設規模算定式】</p> <p>施設規模 = 計画年間日平均量(t/日) ÷ 実稼働率 ÷ 調整稼働率</p> <p>但し、計画年間日平均量 : 45,054 t/年 123.436 t/日</p> <p>実稼働率 : 年間実稼働日数(280日)を365日で除した率</p> <p>調整稼働率 : 96%</p> <p>【算定される施設規模】</p> <p>123.436(t/日) ÷ 280/365 ÷ 0.96 = 168 t/日 約 170 t/日</p>

備考) 施設規模は、処理対象計画量の変動に伴い数値を見直す場合があります。

4-8 . 最終処分計画

1) 最終処分に関する実施主体

本地域における一般廃棄物の最終処分については、現行どおり菊池市及び菊池環境保全組合において、処分場の管理、運営及びその事務を実施します。

なお、新処分場の整備に際しては、菊池環境保全組合において処分場の管理、運営及びその事務を実施します。

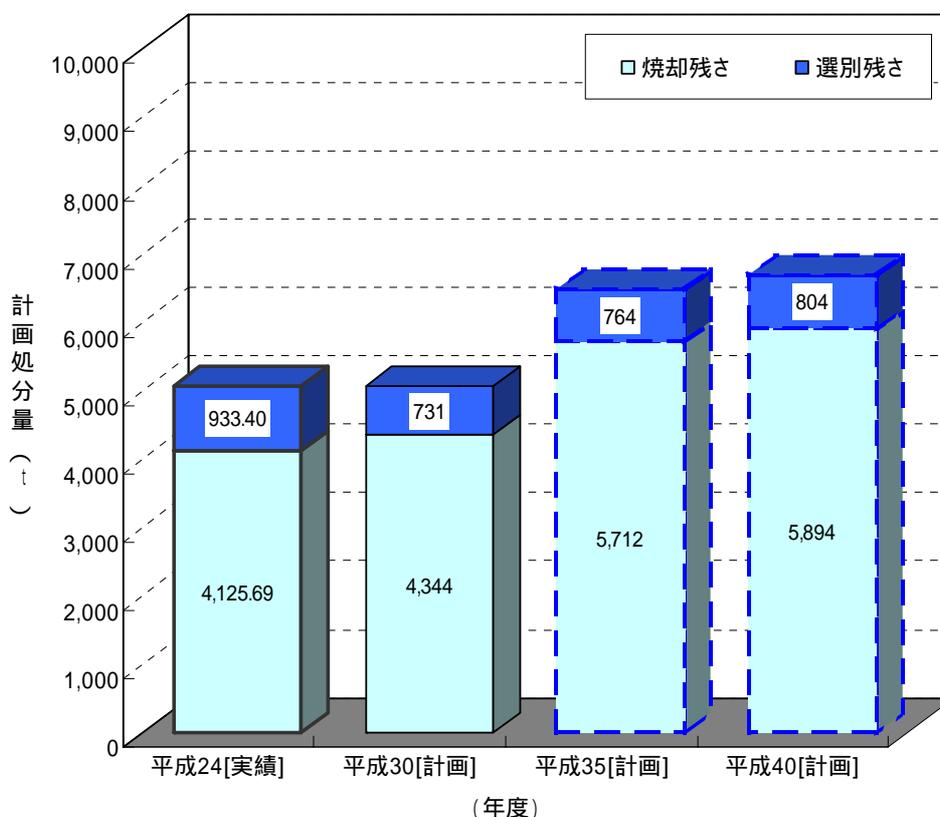
2) 計画処分区域の範囲

菊池市、合志市、大津町、菊陽町における行政区域とします。

3) 計画処分量

計画ごみ排出量に伴う、処分量の計画予測を次に示します。

ただし、平成35年度及び平成40年度の計画予測値は、新施設の処理方式ならびに処理残さの再資源化に伴い、数値を見直す場合があります。



備考) 平成35年度及び平成40年度の計画予測値は、新施設の処理方式ならびに処理残さの再資源化に伴い、数値を見直す場合があります。

図4-8 計画処理量

4) 最終処分の方法

最終処分については、菊池環境保全組合と菊池市が最終処分場を有しており、それぞれに埋立処分を行っていますが、いずれも埋め立て可能な有効容量が逼迫してきています。

これら、最終処分場における残余容量の逼迫に対応するため、新たな最終処分場の整備を推進していくとともに、長期的に安定した廃棄物行政を目指すために、既存の最終処分場の活用や最終処分量の削減方策等を検討していきます。

菊池市(泗水町の地域)、合志市、大津町、菊陽町

環境美化センター(埋立処分場)	
事業主体	菊池環境保全組合
所在地	菊池郡大津町大津 115 番地
稼働開始	平成 10 年 4 月
埋立対象物	焼却残さ、選別残さ等
埋立方式	セル方式及びサンドイッチ方式
埋立容量	102,200m ³

【処分場の集約化(平成 33 年度 ~)】

菊池市(全域)、合志市、大津町、菊陽町

新最終処分場	
事業主体	菊池環境保全組合
稼働開始	平成 33 年度(予定)
処理対象物	焼却残さ、選別残さ
埋立期間	約 20 年間
処理能力	約 130,000m ³

菊池市(泗水町の地域を除く)

菊池市一般廃棄物最終処分場	
事業主体	菊池市
所在地	熊本県菊池市小木 1711 番地
稼働開始	平成 9 年 12 月
埋立対象物	不燃残さ
埋立方式	サンドイッチ方式
埋立容量	5,000m ³

図 4-9 最終処分の方法

5) 最終処分に関する計画

新最終処分場の整備

現有の最終処分場における残余容量の逼迫に対応するため、新たな最終処分場の整備を推進していくとともに、長期的に安定した廃棄物行政を目指すために、既存の最終処分場の活用や最終処分量の削減方策等を検討していきます。

表 4-9 最終処分場の整備概要 (参考)

項 目	内 容
稼働開始	平成 33 年度(予定)
埋立対象物	焼却残さ、選別残さ
埋立期間	約 20 年間：平成 33 年度～平成 52 年度(予定)
処分量	<p>【平成 33 年度～平成 52 年度(目標年次)における最終処分計画量】</p> 焼却残さ : 119,739.8 t 選別残さ : 16,477.4 t 覆土 : 45,405.7 t〔焼却残さ及び選別残さの合計重量の 1/3〕 (合計) (181,622.9 t)
施設規模	<p>【平成 33 年度～平成 52 年度(目標年次)における最終処分計画量】</p> 焼却残さ : 119,739.8 t [1.4 t/m ³] 85,528m ³ 選別残さ : 16,477.4 t [1.2 t/m ³] 13,731m ³ 覆土 : 45,405.7 t [1.5 t/m ³] 30,271m ³ (合計) (129,530m ³) <u>約 130,000m³</u>

備考) 焼却残さ及び選別残さの重量は、新施設の処理方式ならびに処理残さの再資源化に伴い、数値を見直す場合があります。

4-9 . その他ごみ処理に関して必要な事項

廃棄物の不法投棄への対応

排出者責任を問われる廃棄物の処理において、これらを放棄して人通りの少ない道路沿いや空き地、崖などで廃棄物が不法投棄されています。これらの行為は生活環境や環境美化を損なうものであるとともに、動植物等の生態系への影響や衛生上の観点からも決して許されるものではありません。今後も引き続き、不法投棄対策として関係機関と連携しパトロールなどを強化していきます。

在宅医療廃棄物の取り扱いについて

在宅医療廃棄物 については、収集・運搬業務やごみ処理に携わる作業員の安全確保のため、感染のおそれがない紙おむつや点滴パック、チューブ等を対象として回収しています。また、注射針などの鋭利なものは、処方した病院や薬局などへの返却をお願いしています。

在宅医療廃棄物の受入れにあたっては、排出者における分別排出の徹底と収集・運搬やごみ処理に携わる作業員の安全確保、生活環境の保全上支障が生じないような適正な処理が図られなければなりません。

このため、在宅医療廃棄物の種類や感染の可能性に関する正確な情報と認識を持つことが必要であり、在宅医療患者の利便性等を考慮して行政、医療関係機関等が密接な連携を図り、今後も適正な収集・運搬や処理方法を確立できるように検討を行っていきます。

）在宅医療廃棄物：在宅医療に関わる医療処置に伴い家庭から排出される廃棄物

災害時の廃棄物処理に関する事項

災害廃棄物については、仮置き場の設定、処理方法等を具体化するため、関係機関での協議を進めるとともに、災害時における周辺自治体との円滑な連携が図れるよう体制を整えていきます。

（災害時における仮置き場の設定について）

仮置き場については、災害時において被災地域に近い一次仮置き場及び災害廃棄物の選別及び処分するための保管が可能な二次仮置き場の設定を行っていきます。

被災地域に近い場所一時的な一次仮置き場	各地域での一次仮置き場の場所
被災地域の仮置き場からの二次仮置き場	選別及び処分するための保管可能な場所

< 仮置き場の設定について >

被災地区	一次仮置き場	二次仮置き場
自治体別に各地区単位で被災地を区分する。	各地区単位で公共の空き地、公園などを指定する。	災害廃棄物の選別作業等や保管を行える、比較的広い敷地で長期間の使用が可能な場所各町で数箇所指定する。

(災害廃棄物の処理方法について)

災害時における、家庭系ごみ(粗大ごみを含む)の収集・運搬、処理・処分の方法に関して具体的な方法を定めていきます。

< 災害廃棄物の処理方法について定める事項 >

- 収集運搬の仮置き場、中間処理及び最終処分等の処理手順
- 仮置き場での破砕・分別を行う体制の確保
- 収集処理過程における、粉じん・消臭等の環境対策
- 収集運搬車両の確保とルート計画
- 排出ルールの計画(住民への排出方法、排出場所の周知)

< 災害廃棄物処理方法の要点と設定例 >

二次仮置き場 (受入・保管・積み出対策)	二次仮置き場 (分別排出)	処理・処分施設
<ul style="list-style-type: none"> ・重機等による作業ができる広さの確保 ・交通の便利性 ・二次公害防止対策(粉じん対策、飛散防止対策、悪臭及び害虫発生防止対策) ・汚水防止対策(浸透防止シート敷設、仮舗装、排水溝、排水処理設備等) 	木材(家屋解体廃材)	民間業者(リサイクル)
	コンクリート塊	民間業者(リサイクル)
	金属くず(自転車、物置)	売却(リサイクル)
	倒木類	民間業者(リサイクル)
	特定家電品(4品目)	家電リサイクル
	パソコン	パソコンリサイクル
	可燃物(衣類・布団など)	焼却(一般廃棄物処理)
	不燃物(瓦、陶器、ガラス)	埋立(一般廃棄物処理)
	粗大ごみ(タンス、家具、畳)	焼却(一般廃棄物処理)
	危険物(ガスボンベ、消火器)	民間業者
	有害廃棄物(アスベスト)	埋立(最終処分場)
	土 砂	埋立

4-10. 計画の進行管理

ごみ排出抑制、再生利用等の目標を達成していくためには、取り組み状況等を定期的に評価し、計画の見直しを行うことが必要です。本計画は、自治体及び組合が連携・協働し、総合的かつ計画的に推進していきます。計画内容の策定(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、見直し(Action)におけるサイクルの手順により、継続的に計画の推進及び改善を図っていきます。

